



国立公文書館	
分類	管 球 (1) 9
排架番号	4 E 15 - 4 629



治安警察法講義 目次

第一章 総論	一頁
第二章 結社	六頁
第三章 政社	一七頁
第四章 政社人届出	二七頁
第五章 組社權ノ制限	二九頁
第六章 公事結社	五五頁
第七章 組社ニ對スル制限	五八頁
第八章 結社ノ禁止	六〇頁
第九章 秘密結社	六九頁
第十章 集會	七五頁

第十一章 集會／届出	一八〇頁
第十二章 屋外集會及屋外運動	一八六頁
第十三章 集會ニ對スル制限	一九三頁
第十四章 非常權	一一六頁
第十五章 揭示其他／取締	一一八頁
第十六章 使用者及労働者取締	一二二頁

(目次終)

## 治安警察法講義

有松英義著 講述

### 第一章 總論

明治三十三年法律第36号治安警察法は、過日の第十四回帝国議會に於て始て協賛を経たるものなれども、治安警察法案なる者は前年も曾て政府より帝國議會に提出せられたることあり、唯前年提出せられたる法案は、保安條例を廢止し之に代ゆるの條項を設け、且併て二三の規定を加へしとしたるものなれば、  
今回の治安警察法とは其名同しくして其實異なり、今回公布  
されたる治安警察法は大體丸の事項を規定するものとす、

2 第一 集會及政社法を廃し、該法律に定めたる事項を増減削修正して本法に掲ぐ、

第二 保安條例の廢止以来、法文を缺いたる秘密結社禁止の規定を設く、

第三 前年政府より議會に提出せし治安警察法案中に掲げたる、街路其他公衆の自由に交通する場所に於ける、文書圖畫の掲示其他の事項に関する規定に修正を加へて本法に掲ぐ、

第四 諸般の工業漸く隆盛に趨くに従ひ、使用者労務者の關係複雜となり利害互に衝突し、所謂勞動問題頻発するの傾向あるを以て、之が取締に關する刑法の不備を補へり、

第五 銃砲火薬取締法の不備を補ひ、銃器爆發物及銃器を仕込んだる物件を携帶することに關する規定を設く、

故に本法は集會及政社の規定に加ふるに、二三の條項を以てし

たるものなれども、主要の規定は集會及政社に關せり、憲法第ニ十九條に云ふ「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す」と、即ち集會結社の自由を制限するには、法律を以てせざるへからず、而て憲法第ニ十九條は其第ニ章臣民の權利義務中に規定せるを以て、或は集會結社の自由も亦權利なりと速断するものなきを保し難し、又國法學者中之者否やは疑義存焉に非す、差し之を權利とせば主觀的に權利を以て臣民の根本權利中に加ふるものありと雖、其果して權利なるや否やは疑義存焉に非す、差し之を權利とせば主觀的に權利を有する人あらざるへからず、客觀的に權利の目的物あらざるへからず、夫此目的物あり、故に之を毀損せられたるときは救濟を裁判所に求むることを得るなり、然るに集會結社の自由を傷けられたりと云ふのみにてば、未だ民事訴訟を提起することを得ず、憲法は集會及結社を第ニ章臣民の權利義務中に規定せる

4 に拘はらず、第ニ十九條には集会結社の権利とせしとして、集会  
結社の自由とせるは理由なく人にはあらざるなり、其権利は積極  
的に法律之を共へ法律之を保護するた圖て始て之ありと雖、自  
由は法律之を共へるに非ずして人類生をからんして之を有する  
ものとす、消極的に法律之を制限せざる限は、任意行動し得る  
もの即ち自由なり、曰く言語の自由、曰く歩行の自由、曰く飲  
食起臥の自由等然うざるはなし、而して集会結社の人類、自然  
の行動なることは、既食歩行の人類に於けると異ざる所なし、  
且社會を構成し共同の生活を為す以上は、集会結社の人類に缺  
くへからざるは誇を得せず、之に因らざれば到底為す能はざる  
の事業亦少々に非ざるなり唯大集会結社は人類に最も必要至  
る上同時に其社會の安寧秩序を妨害し得るの力も亦甚大なりと  
す、一個人の行動は其害小にして之を防ぐこと亦數て難からず

と雖、多衆共同の行動は其社會を害することあるにありて之を  
防制することと次して容易ならず、是以て集会結社の自由は之  
を認めざるへからざるも社會の安寧秩序を保つ爲めには必要至  
る限度に於て之を制束すること實に止むを得ざるに至つ、然れど  
も集会結社の自由は之を尊重せざるへからざるものあり、集  
會結社の制限は、法律を以てせざるへからざるは即ち之が為な  
り、而て憲法第十九條に日本臣民とあるは外國人は此保障を  
蒙らざるに因る、即ち外國人に對しては、如何なる制限を加ふ  
るも憲法上差支なざり、尤も國際條約に依りて、日本臣民と同様  
同一の取扱を爲すと規定せる外國人に對しては日本臣民と同様  
の取扱を爲さざるへからず、又其然らざる外國人に對し、法律  
の規定に依りて日本臣民と同一の取扱を爲すことも亦固より妨

6 今レ治安警察法は第六條の規定を除くの外總て内外人の區別を存せざるなり。

### 一、結社の意義

#### 第二章 結社

結社なる語は、羅甸語の「アッソナナオ」より來る、「アッソナナオ」の意義を極めて廣きも、其中の一種即ち結社なり、其字義を廣く解すれば、或る目的を遂ぐる爲に、自由の意思に依りて、互に結合せるものを總稱し、准公法上の原則を依りて組織し、且公法上の強制権を有せる團體即ち國家市町村の類を除きたるものなり、故に商事會社、民事會社又は其の他の組合、協會等私法上の關係より成れるものも亦總て「アッソナナオ」の字義中に包含す、而て結社は私法上の關係に非ずして、公法の規定に準小ものと云ふ、即ち結社とは一定且共同一の目的を遂

行するか為め多衆の繼續して結合する各種の團結を云ふ事に之を細説せば尤の如し。

一定の目的 目的なければ結合なし、既に結社たる以上は必ず一定の目的を有す、目的は主なるもの後なるものありと雖、之を一括して結社の目的と云ふ、故に主なる目的にして政事に関するものなれば、之を政社と認むべきは論なきのみならず、後者の目的政治に關する場合に於ても、之を政社と認むるなり、但目的は本來存在すべきものなるを以て、偶発の云々は目的以外に屬す、本末計置せる行動に非されば、雖令意思を以て行動するも、未だ結社の目的に由るものと云ふを得ず、例は醫學上の研究を爲す結社ありと假定せよ、學問上の研究は一定の目的なり、然るに偶々時の必要に應じ政府に對して帝國議會に或事件の豫算を提出せられたしと建議することあるも、其行為は本

8 来の目的に非らず、彼に此あるか爲に直に之を政社なりと認むることを得ず。尤も結社の目的は一矢不動なるを要せず、初は

學術研究の目的なるも、中途政事上の運動を目的とするに至らは、一変して政社たらば、乃ち醫學研究を主として成立せる結社か、差し政治上諸般の行動を爲し、少くとも其結社の達たる目的と看做すを得るに至れば即ち之を政社と認むると傳へし、要するに政社をると否とは現在の目的に依りて、之を認定せざるへからざるなり、抑認定の標準如何蓋目的とは一定せる希望の成功を期するものに外ならざるを以て、結社か或結果を期するの意思を以てする行動に依りて、其目的を知ることを得一し、然とも積極的行動は必しも之あるを要せず、未だ何等の行為を爲さざる結社の意思或事件の遂行を期するに存せば、他の事實に取リて事實を認定することを妨げず例は親朋以求求を行動を

9 爲さざる結社に對し其社員の結社以前に於ける打合抗議等の事實に依りて該結社目的の在る所を推断するか如き是なり、而て政事上の目的を有するや否やに關し、最後の斷定を英ふるは、裁判官にして行政官に非ず、何則審事者か政事上の目的を有するに非すと主張する場合に於て、原争事實の確定は、罰則を適用する刑事判決の確定を以てすべきもの本れはなり、余は結社の定義中繼續したる結合ならざるへからずと云へり、或る學者は繼續せる目的あるを要すと説けるも目的は必しも繼續することを要せず、目的は一時限にして且時時変更せらるゝことあるも、其結合は繼續の事實あるに於ては之を結社と論するを得るなり。

共同の目的 別段説明を要せず、共同の目的なければ結合の事實生し得へからざるに因る、而て結社與中結社の目的と異なる

目的を有することあるも、結社の目的は爲に変更せらることなし、例は學術研究の結社ありとせず、社員中之を政事運動に利用せんと試むるものあるも、其未だ利用せられざる間は、共同の目的則ち依然たるなり。

多衆 此語は歐洲に於ても屢々 講論を生ぜしることあり、例は佛國刑法は二十人以上を以て多衆と認めたり、普漏西にては集會政社法制定に際し、二十人は少に失するを以て五十人とせんとするの議ありしも成らす、結局法律には多衆と記載して制限を設けざるに終れり是に於て多衆の解釋に關する、法律上の爭論は常に絶えず、遂に八人を指して、多衆と稱するを得るや否やの問題たり、裁判所は之を多衆と判決せり、然れども八人以上に非ざれば、多衆に非ずと謂ふの意に非ず、爰し審時の刑事訴訟事件にして、四人若くは五人の集會に關するもの乎りしな

らは、如何なる判決を爲せしや知るへからず、而して獨逸普通法の原則は三人を以て多衆と認む、果して三人を多衆とせは何故に二人は多衆ならざるや、是に於て獨逸の學者は斷定して一人にあらざるもの即ち二人以上を以て、多衆と認むるに至れり故に普漏西王國集會政社法の所謂多衆は、立法當時の五十人說より遞減して、終に學者の二人說に歸し左るものと謂ふへきなり我國にては後來の集會及政社法に於ても、亦今回の治安警察法に於ても、多衆なる諸の解釋を下さず、法律上の意義としては二人以上を多衆とするを適當なりと信す、然れど實際の適用は大に考慮を要するものあり、普漏西に於ても法律の解釋としては二人以上を多衆と認むるに拘らず、實際猶ほ之より多衆の<sup>11</sup>會同者ある場合に於て國家の安寧秩序を維持するに必要なる程度を標準として法律を適用せり何則集會政社法の精神は二人以

12 上の者を取締るに非ずして、二十人三十人以上の者を取締るに在ればなり、或國法律の適用に就ても普遍西と同一の精神を以てせんことを望む。

繼續 繼續と要件とせるは集會と區別ある所以なり、集會は一度限たるを妨げざるも結社は必ず繼續のものをらざるへからず、但必ずしも永久に渉るを要せず、時間の長短を問はず、繼續の事實あるを以て足れりとす。

結合 結合は合意に依て成り、合意あれは即ち足る、集會に於けるか如く、必ずしも或る場所に或人の會同するを要せず、單に文書の往復又は中間人の紹介に依り本結合を爲すことを得るなり、合意は社則規約を以て之を證するを専とするも、法律上必レも書面契約を要せず、又口頭の明言なきも全動員にて合意することを得、例は領首争するか如し、治安警察法は政府に

對して、便宣上社則と設ケレむるの規定を設くるも社則なきと以て結社に非ずと云ふを得ざるなり、故に一定共同の目的を認定するには社則に憑るを便とするも、決して之に拘泥すべきに非す、眞相の認定は警察官の觀察に倚たざるを得ざるなり、合意は如何なる時期に於て成立するやは事實上の問題に属す、例は同志を募り、其他結社組成の計畫を爲すも、共同の目的一定せざる間は、未だ結合あるものと認むることを得ず、疑はしき場合には成るべく寛大の方針を取らんことを望む、合意は必しも結社組成の最初に於て之を爲すを要せず、或る社員の結社組成の後に至りて加入して合意を表することを得るなり。

結合には法律上必しも機關を要せず、即ち必しも一定の役員及組織を要せず、普通西には結社は或る統轄者之下に立つを要すとの裁判例あれとも、學者中反對者あり、其必要を認めざるの

説興論たるか如レ余は治安警察法の解釋上亦機關を要せざるの  
説に左袒す、唯夫一定の組織を有し一定の役員を置くは、獨り  
結社の為に便なるのみならず取締上より見るも便利少々からざ  
るへし、本法第一條政社に関して主幹者を設くることを規定せ  
るは即ち之が爲なり、然とも一定の機關を以て結社の要件と爲  
ざざるの趣旨は第十一條中主幹者なき場合に於ては、警察官の  
認めて主たる社員と爲す者、尋問に答ふべきの規定あるに因る  
も亦明かなりと信するなり、但實際法律を適用するに際しては、  
一室の機關あるもの即ち其組織を定めて役員を置くものにして、  
始て之を結社と認むるを穩當とするべなり、

結社は必ずしも獨立不羈のものなるを要せず、例は數結社互に  
委員を出し、其委員互に結合して、共同の目的を遂行すること  
を計り、其目的繼續的なれば結社と認むるを得ヘレハ政社連結

の禁は治安警察法にて廢止せらる我國集會及政社法の母法と  
も稱すヘシ善漏西王國集會政社法中政社連結を禁する條項も  
一千八百九十六年伯林警視總監が同時に社會黨の大結社に適用レ  
て解散を命ぜる結果、遂に國會の爭論となり、國務大臣は議  
場に於て「<sup>再び</sup>之を適用せざることを約し、尋て一千八百九十九年十二  
月十一日獨逸帝國單行法律を以て「内國に於ける各種の結社は  
互に連結することを得、各邦の規定にして本法に矛盾するもウ  
は之を廢止す」の規定を設くるに至りをるは、東西同時に同一  
の立法を廻し至るものにして奇と謂ひべきなり）、又他の一例を  
挙ぐれば結社の本部は外國に在り、日本に其支部を設くる場合  
に當り日本政府は外國の本部に對して警察權を行ふことを得さ  
れとも、在日本の支部に對しては結社として之を取締ることを  
得るなり、

單に結社をるのみにては未だ法人と認めらるるの限に在らず、法人と認められざるを以て、結社として財産を所有すること能はず、差し之あらは結社員の共有物にして、而て其負債は實際債務を負ふの合意を為せる人の負債に歸す、固より結社に對して有効に起訴することを得ず、主幹者は單に社員共有財産を管理するものにして、其権義を代表するものにあらず、但し結社にして同時に法人大きの場合亦之なきにあらず、民法第三十四條に、

祭祀、宗教、慈善、學術、技術、其他公益に關する、社團又は財團にして營利を目的とせざるものには主務官廳の許可を得て之を法人と為すことを得

とあり故に治安警察法の所謂結社も、亦民法に依り法人なることを擇るの場合あるなり、

### 第三章 政社

治安警察法は一般の結社に關するものにして、獨り政社に關するに非ずと雖、政社に就ては最も其取締を嚴重にするの主旨を以て規定せり、

政社とは政事に關する目的を以て組成せる結社を云ふ、而て政事の意義は廣狹兩義の解釋あるも、余は狹義に解すると至當なりと信す、政事とは原語「ポリティク」にして、希臘の「ポリティヤ」より来る、「ポリティヤ」は國家の義なり、政事とは原と國家なる語の形を換へるものにして、治安警察法の所謂政事も、同一の意義に解釋して好不し、即ち國家の政事は關する事項、例の國家の立法、國家の行政、國家の外交、國家の經濟に關するもの如キ是なり、社會問題に就ても亦同し、例は工場取締法を

設くるか如き、又労働者の年齢及労働時間等を規定するか如き、凡そ國家の立法に關するとさは、其事項は政事に涉るなり、又人民の權利を主として立論する場合に於ても、例は行政裁判法改正を目的とするものは亦政事に涉るなり、之を要するに、事苟くも國家の政務に關する以上は、之を政事に關するものと認定すべしなり、但國家が私法上の主格となりて爲す所の諸般の行為は、民事にして政事に非らざるを以て、之を政事と看做することを得ず、總令國家の一部分なるも、府縣郡市町村に關する事項は政事に非ず、但し施で國家の政務に關するが為に、之を政事と認むるの場合、又英例に之からす、例は、ある種類々市町村事務に付、政府の置を譲れ、又は國庫の補助を減するが折きは、政事に關する行動と謂はざるを得ず、庶民に於けるも亦同し、宗教は政事にあらざるもの、宗教法案に就て運動すると

19  
されば、政事上の運動なり、且夫一の事務にして甲國は國務と為レ乙國丙國は市町村の自治務又は私人の業務と爲すことあり、又同一の國に在ても、或る時代に於ては之を國務と爲し、或る時代に於ては之を市町村又は私人に放任することあり、故に政事の範囲は地と時とに隨て、廣狭の差あるものと知るへきなり、我國にては、後來政社と政黨との區別明ならず、世間亦然と同一の意味に用ひ奉られり、例は裁判所構成法第七十二條に判事は在職中の諸件を爲すを得ずと規定し、其中に第ニ政党の党員又は政社の社員となり、又は府縣郡市町村の議會の議員となることとあり、又行政裁判法第四條には、長官及評定官に就て、理事分限令第十九條には、理事に就て同一の規定あり、然るに此規定中、何をか政党と言ひ、何をか政社と稱するかは之を明にせず、抑天國にては、憲法制定以前より政党成立しをるも、其

當時何人も之を政社と呼んだることなし、思ふに英吉利、亞米利加、其他歐羅巴諸國に政党あり、而て其政党は政治上に強大なる勢力を有することを自認して、之に倣へて政党を組成せしもの々らん、然るに、之上に對する取締法を設くるに當り、亦歐洲の事例を參照せり、即ち歐洲に在りては政党に對して始と取締を為さず、取締は政社なるに至りて始めて之あるなり、加之政社に對してすら、全然之か取締法を有せざる國あり、我立法者は政羅巴の政社に關する規定を參照し、殊に範を普羅西に取れり、是に於て政社を規定して政党を規定せず、政社の名稱爰に始まれり、而て其適用に至りては、政羅巴にては政党の政社の規定を適用せざるも、我國にては當時政社なく、而て我國の政党は却て政社に類する所あるを以て、政社法は直上之を政党に適用せり、然らば政羅巴にて政党と稱するものは如何、其我

國の政黨と異なる點は如何と云ふに、所謂政黨なるものは、政治上の主義に關して其意見思想を同ふせる者の仲間を云ふ、茲に數人ありと假定せり、甲は保守主義、乙は自由主義、丙は社会主義と云ふか如く、各自ら主義に依りて政治上の意見を異にし、又之に因りて政治上の意見を同くす、意見の同しさ者相交會して、社會に対して発表を作り、之を政党と云ふ、畢竟意見思想を同ふする同類を稱するものにして、政社に於けるか如く契約に依りて合同するの程度に進歩せず、固より政党員の名簿なく、加入退去等の手續を要するに非す、又除名の處分を爲し得へきに非ざるなり、政羅巴には発会を開くことあり、然ども別に社員なるものなく、苟くも其発の意見に賛同する者は、何處にても之に臨席することを得、故に英吉利に開會するや、獨逸、奧太利等より出席することあり、佛蘭西に開會するや、伊

太利、端西等より參集することあり、又一國一地方限にて開会することあり、而て何れの場合に拘らず同一主義者たる有志家は、總て參會することを得るなり。且黨會は其時期と其黨の勢力とに因り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政黨には首領を置くことあり、唯其首領が政社の首領と異なる點は、政社の首領は規約其他に依りて定まるも、政黨に於ては、其党派中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之を推して其命を奉するに過ぎず、左既に首領ある以上は、其下に隸屬の役員なるへからず、即ち或は書記或は幹事等を置くことあり、從て党の主義綱領を定め、政治問題に就て党の意見を定め、或は之を書冊と為し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公開の演説を爲す、殊に議員の選舉に際しては、最激進の動作を

23

爲すを常とす、且欧羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、加之或は黨員の職務に依り、或は其他の收入に依りて財産を所有し、殆ど結社と異ならざるものあり、唯結社と異なる所以は、結社は社員相互の合意に依りて成立し、隨て合意せる事項は之を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見る者の相同志するに過ぎざるを以て、其行為を黨員に強迫することを得ず、故に黨金の如きも眞の義捐にして、合意に基みて、徵收するものにあらざるなり、今翻つて我國の状況を見るに、政黨の組織は欧羅巴の政黨に倣へるものゝ如レと雖、欧羅巴にては人民各自政治上の意見を有するを以て、別に勧誘を要せず、自然に政黨の成立を見ることがあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚なるか改に堯派の成立は有志家の勧誘に因らざるはなし、其承諾するや直に其氏名を名義上はせ以て論はざらんことを期する

太利、瑞西等より參集することあり、又一國一地方にて開會することあり、而て何れの場合に拘らず同一主義者たる有志家は總て參會することを得るなり。且黨會は某時期と其黨の勢力とに因り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政黨には首領を置くことあり、唯其首領が政社の首領と異なる時は、政社の首領は規約其他に依りて定まるも、政黨に於ては、其党派中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之を推して其命を奉するに過ぎず、尤既に首領ある以上は、其下に隸屬の役員公かるへからず。即ち或は書記或は幹事等を置くことあり、或は地方に支部を設け、其支部にも亦役員を置くことあり、從て党の主張綱領を定め、政治問題に就て党の意見を定め、或は之を冊子と爲し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公開の演説を爲す、殊に議員の選舉に際しては、最激進の動作を

23  
為すを常とす、且欧羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、加之或は黨員の職業に依り、或は其他の收入に依りて財産を所有し、殆ど結社と異ならざるものあり、唯結社と異なる所以は、結社は社員相互の合意に依りて成立し、隨て合意せる事項は之を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見者の相同志するに過ぎざるを以て、或行為を黨員に強ゆることを得ず、故に賄金の如きも眞の義捐にして、合意に基みて、徵收するものにあらざるなり、今翻つて我國の狀況を見るに、政黨の組織は歐羅巴の政党に倣へるもののがレヒと雖、欧羅巴にては人民各自政治上の意見を有するを以て、別に勧誘を要せず、自參に政黨の成立を見ることがあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚なるか故に堯派の成立は有志家の勧誘に因らざるはなし、其承諾するや直に其代名を名義に上げせ以て諭はさらることを期する

24 は亦宜なりと謂ふへき事、此の如くにして自由黨あり、此の如くにして改進黨あり表面に國には政黨ありて政社なしと曰ふも、其政黨は寧ろ政社の實あるものと謂ふへし、警保局に於ては從未政黨と政派を區別せり。政黨員は黨員名簿に記載あるものにして、政派員とは單に主義を同ふするのみにて、名を各黨に列せざるものと云ふ、即ち甲某は自由黨にして乙某は自由派なりと稱する如し、其所謂政黨は則ち政社にして、其所謂政派は則ち政黨なり、後來政黨は對して政社法を適用せしは當然なりと謂はざるを得ずなり、參り而て裁判所構成法、行政裁判法、及理車公限令に、判事若くは行政裁判所長官及評定官若くは理車は以政黨の黨員又は政社の社員なるを得ずとあるが、當時未を用語の一途せるものあらざりしを以て、該員社員を併記して、以て遗漏なくと期ししるの立意に外ならざるべし、但

既に此の如く明記せる以上は、判事、行政裁判所長官、評定官及理車は、總令政社に加入せざるも、凡政事上の意見を遂行するか為に、政黨の黨員と為り、黨會に出席し、其黨に餉金するか如き、他人と共に運動を為すの行為あることを得す、尤政事上の意見は、人類の自ら之を有するものなるを以て、積極的行動を為さずして、單に或る政黨の意見に賛否を表するは、他に特別の規定あらざる限、各自の自由に屬せざるを得ざるなり。

#### 第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ

議員議事準備ノ為ニ相團結スルモノニ

對シテハ第1條及第5條ヲ適用セス

25 第1條は局長に關し、第5條は或種の人々の該社に加入するを得ざることに關す、此規定は外國にては殆ど規定を要せず、何れの議

26 會にも黨派ありて、左には社會黨、右には保守黨、中央には中

央黨と云ふが如く、議席に從て自ら黨派を異にする、此黨派別に  
依りて、議事準備の爲めに集會を開き、或る議案に對する方針  
を決定するは、議員の職務を行ふに就て、肅然の行為なりと認  
めらる、故に其會議には議長あり、書記あり、又其主意を締纂  
することあり、又議場に演説する代表者を選ふことあるも、之  
を政社と認めずして、單に之を「フランクション」と稱す「フラン  
クション」とは議會の議員が党派別に依りて團結するを謂ひ、政社  
法を適用せざるを例とす、英國の實際に於ても、或は參議院の  
何何俱樂部と稱し、或は貴族院の何何會と稱するものの如きは、  
從來政事上の結社として取扱ひたることなし、然とも仔細に之  
を察するときは、某俱樂部某會は大抵政社なるの條件を具へ、  
政社を以て論し得られざるは無し、從來法律を之に適用せざり

しは、實際必要を認めざるに由りしと雖、新た法律を制定する  
に當りては、例外は明に例外として規定せざるへからず、是れ  
本條を設けざる所以なり、

#### 第四章 政社ノ届出

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社  
ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ  
日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及  
ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所在地ノ管  
轄警察署ニ届出フヘシ其ノ届出ノ事項  
ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處シ第十二条ノ届出ヲ為スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一条 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、発起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ咎フルヘン

(第ニ項畧ス)

第三十五條 第二条第一項ノ尋問ニ答ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第三項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

結社就中政治上の結社は、多衆團體の力を藉りて行動するものあるを以て、其勢力侮るへからざるものあり、殊に政治上の結社にして其勢力を逞くするに至らば、國家の外に國家を作ると同一の觀を呈し、施て國家の安寧秩序に影響すること少からず、政治上の結社に対するて、特に嚴重なる取締の規定を要するは則ち之が爲なり。

治安警察法は政社に對して先づ届出の規定を設けたり、結社せ  
も、明細に之に答へるの義務を有するも、政社に在りては、商  
法之を以て足れりとせず、更に第十一條の規定を設けて、總令警  
察官の尋問をさも、自ら進んで一定の事項を届出つへさせことと  
定ひ、第十一條に尋問に答へさせることを規定し、又第一條に届  
出の規定を設けたるは、凡て結社の行為は國家に對して公然と  
るものならざるを得ず、國家は又其行為に就きて明細に之を知  
り居らざるを得ざればなり。

抑成文の社則をさも、又一定の社名、一定の事務所若は主幹者  
なしも、苟も該社の實あるに於ては、之を該社と認めざるを得  
ずと雖、政社に關しては特に取締上の便宜を計り、社則社名を  
定め、事務所を設け、主幹者を置かしむるの規定を設けたるを

以て、政社は此等の事項を具備する義務を有するなり、要する  
に社則、社名、事務所、主幹者ありて始て政社と認めらるるに  
あらずして、政社は社則、社名、事務所、主幹者を定めて、之  
を届出るの義務を有するものなるを以て、政社にして此等の事  
項に欠くる所あれは、警察官は督責して、法律上の義務を履行  
せしむべきなり、法律上の解釋は此り如くならざるを得ず、若  
夫實際の手心に至ては頗る斟酌を要するものあり、元未治安警  
察法を設けたるは、國家の安寧秩序を保持する為め、必要なる  
取締を爲すに在ると以て、法律の適用も亦必要なる範圍を超越  
するからである（之を換言せば、差支なき限り寛大なる處置  
を要するなり）、是れ諸君の如き警察官に對しては、切に賢慮と  
請はざるを得ざる所とす、乃ち第一條を適用するに方りても、  
社名もなく事務所もなく、社則もなく、役員もあらざるの結社

32

は、其勢力本體で微微たるものにして、之を放任するも大抵は國家の安寧秩序に害をかるべきを以て、必要止むを得ざる場合を除くの外は、総令届出を爲さざるも不問に付せんことを望む、即ち實際に於ては、社名あり、社則あり、事務所あり、役員ありて、始て之を政社と認むるを總當とするの場合多かるし、又之を政社と認むる場合に於ても、届出を以て直に刑事に訴追するを要せず、先づ一應届出を爲すへさ旨を説諭するの取扱と爲すへさなり。

主幹者 集會及政社<sup>法</sup>には役員とあり、苟くも役員たる以上は、悉く其姓名を届出さるへからざりしも、此の如きは頗る煩雜に涉るのでならず、又取締上必要なきを以て、治安警察法<sup>ノ</sup>主幹者と改めたり、主幹者とは政社に關し、官廳に對する届出等の責任を負ふ人を云ふ（民法上に於ける法人の代表者と同一の責

任を有せず）故に政社の總理若くは總勢委員の如きは、勿論之を主幹者と稱するを得へく、又別に相處の人物を擧げて主幹者と爲すも不可なかる（し、唯法律上の主幹者は、同時に事實上の主幹者をらざるへからず、故に政社が實際責任を負ひ得ざる人物を、主幹者なりと稱して届出つることあるも、警察官は事實に依りて審査し、實際の主幹者を届出てしまふことを得、要するに主幹者を届出しあるの必要は、主として政社成立届出後に於ける届出事項の変更を届出しあるか為め、其責任者を變め置かしむるに在り）、若夫れ政社の總理、若くは總勢委員の如きは、總令其姓名の届出をきも、警察官は調査上平素に於て之を知悉し居うざるへからず、畢竟届出は、尋問通知等を要する場合に於ける便宜を謀るに過ぎざるなり、尤も治安警察法第十一條には該社に於て警察官の尋問を受くるときは、主幹者、発起人又

33

34 は警察官の主たる社員と認むる者之に容ふへしとあり、故に尋

問の場合、警察官は獨り主幹者に對してのみ、之を為さざるへからうと限るに非す、政社以外の結社に在りては殊に然り、集會及政社法第ニ十八條七は、政社にして支社を設くるときは總て政社の規定に依るとありしも、治安警察法は、之と略し單に第一條上括弧を設けて、支社に在りては支社の主幹者と規定せり、而して此規定に因り、支社の獨立を認むるの精神も亦明なるを以て、美五條第六條美七條第八條美十一條等凡て結社に關する規定は、總て支社に適用せらるるものとす、

結社組織の日よりとて、集會及政社法第ニ十一條の規定を改めをえずし、同條美ニ項に於ては、政社は組成後三日以内云々とあり、組成の日より起算するや、將左其翌日より起算するやに就ては、從來互に解釋を異にし、裁判所の判決亦一途せざりレ

35 を以て、治安警察法は政社組織の日より三日以内とし、以て其日を包含せしむるの意を明けせり、

美十九條に依るに、届出を怠さざるものは罰金に處す、之を為すも實を以てせざるものには更に重き罰金を以てす、即ち一律不行爲を罰し、一は行爲を罰す、不行爲犯に對する訴訟時効（刑事訴訟法に定むる時効を假トに訴訟時効と稱し刑法に定むる執行時効と區別す）と、行為犯に對する訴訟時効とは其計算を異にす、即ち不實の届出を怠したる行爲は、届出を怠すとき（於て<sup>終るを以て</sup>）時効を計算する亦届出の時よりすへしと雖、届出を為さざる不行爲は、届出の義務を有し且届出を怠し得るに拘らず、届出を為さざる間繼續するなり、故に結社組織の日より三日内に届出せる場合に於て、第三日が經過しおり左の間際に於て犯罰は成立せり、而して美四日目に於て結社の猶存續するときは、

既然届出の義務を有し又届出を免れ得るを以て、若し四日中に届出を為さざるとされ、未だ訴訟時刻の起算を為すことを得ず、五日目六日目に於ける亦然り、時効は三日を経過したる以後に於て届出を為したる日、又は結社の解散若く其勢力を失ひたる日より起算するものとす（我國判決は之に反するものあり）。

社則 社則を外國語にて届出るものなきを保せず、獨逸の裁判例に依るとときは、社則は外らす獨逸語にて差出せんとするも、余は我國の法律を解釋するに獨逸の裁判例に依ることを得ず、抑々官廳に差出すべき翻届文書は、我邦語を以てせざるへからずと雖、届書の本書にあらずして、参考の爲に添附すべき書類は必ずしも邦語を要せず、社則の如きは結社に関する契約書に外ならざるを以て、既に外國語を用て書面契約を締結するの自由を認めたり以上は、同時に外國語の社則を届出すること許さ

ざるを得ず、此場合に於て翻譯書を差出することは却て法律の主旨にあらず、法律は純譯書の届出を以て満足せず、必ずや契約の本書を差出せしむる之意（あるなり）、但本書に添ふるに譯書を以てするものは、参考の爲に整理し置くを妨げず、

其事務所所在地の管轄警察官署に届出つへし、即ち事務所ニ箇所以上ある場合には各々其管轄警察署に届出せらるへからず、管轄警察署とは、警察分署をも包含す、其届出の事原に变更ありをるとときは亦同し、即ち此規定中にも、三日以内に主幹者により届出を要する意味を包含せり、

集会及政社法第二十一条には、社員名簿の規定ありしも、治安警察法には之を廃止したり、合意に依りて成立する團体をる以上は、合意の当事者たる者の姓名は明瞭ならざるへからずと雖、從來法律にて定めたる名簿は、法律上の責を塞ぐに止まらず、實

38 際確實を缺くもの多く、取締上信を指くに足らざりし至り、取  
ニ第十一條に依り、警察官か社員の姓名を尋ねし得る限は、復

ト告期の銀羊を名義を存するの必要なし、故に其規定を廢止  
しえるものとす、

集會及政社法には、前項の届出ありをるときは、警察官は直に  
其領收證を交付すべしとあり、集會に關しても亦同一の規定あ  
り、然るに治安警察法は、其規定を廃止せり、蓋し領收證を交  
付する理由は、第一警察官其結社に臨むも、届出の有無を就き  
疑あるときは、領收證を示さしめて之を知るの便宜と、第二は  
届出人として届出を怠したる證左を有せしむる在り、而して  
今之を除きたるは、第一の理由に對して、警察官は領收證を見  
て始めて届出の有無を判知するが如き必要なく又第二の理由に  
對しては、届出の證據としては、警察署の文書を援用すること

を得れはなり、

### 第三章 結社權ノ制限

一 第二條 先ニ掲タル者ハ政事上ノ結社ニ加

入ルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備 陸海軍軍  
人

二 警察官

三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

四 宮立公立私立學校、教員學生生徒

五 女子

六 未成年者

七 公權剥奪及停止中ノ者  
(ニ項及三項略ス)

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ发起人メルコトヲ得ス  
第七條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第六條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同シ

結社中政事に關するものには特別の制限あり、第五條及第六條亦其一に居る

第一 現役及召集中の憲備後備の陸海軍軍人には、政事上の結社に加入することを許さざるなり、蓋レ政社の運動は、軍隊の紀律と相容れざるものあり、獨り政社の運動のみならず、凡そ政事上に關しては、軍人は寧く缄默すべし、妄に喋喋すべからず、軍人は絕對無限に上官に服従して、生死も顧みざる義務あるを以て、意見の向ふ所に從つて自由の行動を為すことを許さず、國家の政事を譲譲して、軍隊に盡すべき奮發の義務を忘却するは、陸海軍服務紀律に抵觸する所なし、陸軍刑法第三十條は、軍人政事に關する事項を上書題白し、又は譲譲論議し、若しくは文書を以て廣告する者は、一日以上三年以下の輕禁錮に處すと規定す、海軍刑法第三十六條にも亦同一の規定あり

42 唯陸軍刑法及海軍刑法には、政事上の結社に加入する」とを掲げざるを以て、治安警察法に規定を要する所以を、

第二 警察官も亦政事上の結社に加入するを得ざるなり、新之警察官は不偏不黨、公平に職務を執行せざるへからず、然るに若し或る一派の政社に加入せんか、之に對峙する他の政社に對して、不公平なる處置を為すことあるは、蓋し人の常情なり、又縱令公平に職務を執行するも世間之と不公平の處置なりと臆断すること々さを保せず、而て其結果地の警察事務に容易ならざる障害を來すことあるは、復て喋喋を要せざる所とす、是れ警察官の政社に加入することを禁ずる所以なり、

衆議院議員近李彦、府縣制、郡制、市制、町村制、北海道區制、北海道一級町村制、北海道二級町村制、沖縄縣町制等に依れば、警察官は其各法令に規定せる議員をことと得ず、即ち被選の

43 資格を有せず、治安警察法に依れば、警察官は政社に加入することを得ず、是に於て警察官の如何なる官吏なるやを説明するの必要あり、警察の定義は今之を説くの必要なし、而して警察権は、上國務大臣より下島司、郡長に至る迄、各其主體に關して之を有せざるはなしと雖、爰に警察官と稱するは、警察権を有せる各官吏を曰ふに非ず、若し警察権を有せる官吏と、總て警察官なりと曰はず、行政官廳を代表せる行政官吏は、警察官ならざるはなきに至るへし、加之裁判官は法院内に於て、議會の議長は議場内に於て、或る範圍の警察権を有するを以て、亦警察官なりと謂はざるを得ざるへし、然れども此に所謂警察官は、此の如き廣義のものにあらざるや固ナリ論なし、蓋し所謂警察官とは、警察権を有せる各官吏を指すに非ずして、警察権の執行者を曰ふなり、然れども警察権の執行者は、悉く警察

官なりと謂ふことを得す、例は森林官吏、鐵山官吏、税務官吏等警察權の執行を掌るの官吏に乏からずと雖、是等の官吏は、所謂警察官と謂ふことを得す、憲兵は主として軍事警察權を執行し、兼て其他の行政警察並に司法警察の執行に當るもの。然とも、是亦所謂警察官に非ず、畢竟各議員の選舉及政社に関する、警察官に特別の規定を設くる必要を認めざるは、警察官は、一般に選舉若しくは政社の取締に仕するか為に外ならず、政社に所謂警察官は、警察權執行官吏中特室の警察事務に當る者を除き、一般に警察事務の執行を掌る者を稱するなり、然らば今日の制度に於て、所謂警察官と稱するは、警視、警部長、警部等にして、巡査も亦警察官と稱するを妨げず、英國の「コンステーブル」「ハイコンステーブル」の如き、獨逸の「ジヤンダルメリ」「ゲーマインデボリツアイジーネル」「シュツマン」「ワハトマイステル」「ボリツア

イヲフヒチール」の如きは、即ち所謂警察官なり、警視總監は、官名及服制上警察官なるか如き觀あるも、其身分他の警察官と大に異なる所ありて、東京府に於ける警察行政事務の管掌者全り、之を警察執行官と稱せんよりは、寧ろ東京府の政務官と稱するを至齢とする（獨逸にては大臣、公使、州長官、警視總監、知事、郡長、警察邑長、等皆政務官と稱し、仕免に特例あり）警察執行官の主事及部長は、或は警視を以て之と充て或は警部を以て之に充て、警視は身分上警察執行官なるも、主事及二部長の如きは、専門の事務に於て執行官と稱するを得ず、又警樂監更は所謂警察官に非ざるや明かなり、

第三 神官神職僧侶其の他諸宗教師は、政事上の結社に加入するを得ず、抑く宗教家は、政党政治に拘束せらるることなく、超然社會紛糾の外に立て、職務を盡さざるへからざるもの有る

を以て、政社に加入することは、紀律上許さざる所なり、獨り神官、神職、僧侶等の紀律に於て、之を許せざるのみならず、政略上亦制限を加ふる必要あり、彼等若し氏子宗徒に對して、宗敎上の關係を利用して政社の運動を試むるときは、非常の勢力を有するに至るへし、之を換言せば正論に政治上の意見に賛成せしむるに非ずして、迷信的若は異端的、其政社に加入せしむるに至るへし、而て其政社が若し國家に不利なる主義を取るものならんには、其結果隨て憂ふべきものあるを、政略上制限を加ふるの必要ありしは即ち此の謂なり。

神官とは伊勢神宮に於ける諸官を云ひ、神職とは其他官國幣社以下に於ける官司以下を云ひ、諸宗の教師中耶蘇敎其の外國宗教に関するものは、現今未だ之を定めたる法規あらざるもの、明治三十二年内務省令第41号に依り、宗教宣傳の届出を為

したる者は、本法に於ける諸宗教師と認定して可なしと信す、  
參議院議員選舉法中の諸宗教師も亦同様に解釋すべし。  
第4官吏公立私立學校の教員學生生徒も亦政事上の結社に加入することを得ず、教員は政事に關係なく、即ち政略に顧念する所なく、單純に學問上より教育を為さしむるの必要あり、又學生生徒も亦他の情念に羈されずして、專心講學せしむるの必要あり、殊に學習の中途また思想の堅固ならざるに方りては、政事に參豫するの却て一生を誤ることあり、故に此規定あり、以上第1軍人、第2警察官、第3神官、神職、僧侶其他諸宗教師及、第4に掲げたるもの内官公立學校の教員、學生、生徒は必ずしも法律の規定あらざるもの、紀律に關する規定、即ち訓令其他の形式を以て、相當の取締を為し得へしと雖法律に非されは罰則を設くることを得ざるを、罰ありて始て所謂法律に依

りて自由と制限せらるるものとなる、

48 治安警察法に關係あらざるも、参考の爲めに一言せん、他なレ一般の政社に関する心得是なり、謂ふ先普漏西の實例より説かん、普國集會政社法には、官吏に対する制限の規定をきも、千八百五十年五月十一日の訓令に云く、凡そ官吏は規約に依り、又は實際の行為に依りて、政府に敵対する目的を有する結社、政府に對して帝に反對の動作に出つる結社、敵対とは政府を破壊する目的を有せるものを云ひ反對とは政府の政略に反對するものを云ふ) 現行の憲法上の秩序を、破壊せんと企つる結社、居主に對する忌憚の氣勢を急り、及政府を保護せずして、却て之に妨害を加へんとする結社に加入する(ときは官吏をの氣勢に違背せるものとす云々、又千八百八十二年一月四日の訓令は、獨逸帝國議會の議員選舉、普瑞西の國會議員選舉に關しては、

官吏は政府に敵対する方針を探れる充派に向つて、投票する二とを得ざることを禁む、故に官吏にして社会充員を送奉するときは、懲戒充職の處分を受くるものとす、其の他右に類する訓令は一にして足らず、例へば官吏は社會充の新聞を讀むへからずと云ふが如き是なり、試中近來に於て世人の耳目を驚かしたるは千八百九十九年八月三十一日總理大臣公爵「ボウヘンロー」が各州長官に與へたる訓令是なり、云く、

49 國王陛下の政府は夫の國玉陛下の政略を代表し陛下の政府の施政を補翼し且執行すべき官吏の一一部分にして却て其氣勢を十分了得せざるより、レ事實を目撃するに至りたると以て無限の遺憾とするものなり、

獨り高等政務官のみならず國玉の郡長も亦郡内の衆議及人民の意見を左右せられて其職務上の行動に關し陛下の政府の施

政に對する疑惑を抱くを得ざるは言を待たず元末郡長は政府の明白なる意見を代表し其政略の決行を助け就中重要な問題に就ては殊に力を竭して政府を助け人民を扶植して之をして惜る所あらしむるに力むるの本分及義務を有するものとす故に公私に於ける職務上の地位に在ては如何なる場合に於ても常に陛下の政府の政策を代表し且其の方針に従ひ努力せざるが如きは如何なる事も私見に依りて政府の政勢を妨害することを得ず否らざれど即ち政府の威儀因て以て傷けらるゝへし國勢の統一因て以て毀るゝへし國力殺かるへし民心惑ふへれど此の如きの舉止は普國行政の歴史に極觸し得て不問に附すべき所にあらず。

吾人は政務官吏が誠意と確實とを以て本訓令の主旨に副ひへきことを知る復て海公訓告を要するに至ることなきと爲して疑はざるなり

一千八百九十九年八月三十一日伯林

内閣

候爵ホーヘンロー

51  
今後訓令を發するに至りたる頃末を説かんに、普國に於て運河を開鑿することは年來の問題たり、昨年即ち一千八百九十九年政府は「ライン」の達河を、「エルベ」河に延長するの豫算を議會に提出し、若否決せらるるとさは、政府は最後の決心を爲すの模様あり、故に昨年八月運河渠の否決せらるるや、人人議會の解散を豫期したるも、議會は終に解散せられず、二大臣の交送を以て落着せり、然るに議員中知事、都長あり、知事二人、郡長二十人政府衆に反對せり、是に於て政府は之に對し、一齊に休職を命し、同時に一般に向て右の訓令を発しせるものとす、是れ自ら普國の事例なるも、余は我國の制度亦卒旨に於て、異な

る所々を信す、官吏服務紀律第一條に云く、凡て官吏は、天皇陛下及天皇陛下の政府に對し、忠順勤勉を主とし、法律命令に従ひ其職務を盡すへと云々、且文官懲戒例表ニ條には、美一職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたるときとあり、而て衆會及政社法の規定に拘はらず、政府は從来種種の訓令を出し、官吏の政事に関する二ことを制限しそることあり、又先年内閣（松方總理大臣）は數名の高等官が、政社員と會同して、政府に反對するの決議を多しそうの様を以て、懲戒冤官の處分を爲したことあり、亦以て、我國官吏の義務の存する所を知るへきなり。

第ニ 女子は政社に加入することを得ず、抑我國の女子は、過良教厚其旅總世界に誇るに足る、此女子として政事上に奔走せしむるは、淑德を傷るの虞なきに非らず、西洋に於ける女子の

運動は今や極端に達し、世の一問題となれり、我國の女子は未を此域に進まず、又此弊に留らず、今日の現況、政社に加入を許すは總が宜らざるを以て此規定あり。

第三 未成年者は思想未だ熟せず、妄に政事上の運動に熱中するは、終身を誤るの恐念さに非す、故に政社に加入することを禁せり

第四 公權利等及停止者 抑、政社に加入するは、一の公權利に類せるものなり、寧ろ公權利と云ふて可なり、故に公權利停止中の者は、當然政社に加入することを許さるなり、

第五 外國人 外國人は帝國の政事上に容ゆするの權利なし、又憲法に日本臣民の權利義務を規定せるも、一には外國人に對する日本臣民の特權を示したるなり、而て我國情に通曉せざる外國人をして、我國に於て政社を組織レスは之に加入せしむる

は、種々の弊害を醸し、國家の秩序に影響を及すことをさを保  
せざるとして、外國人は政社に入入することを得ざらしむ、

美五條及美六條は政事上の結社に入入するを得ざるの規定なり、  
而して結社に入入するを得ざる者は、自ら結社を組織すへから  
ざることも亦自ら明なり、故に此兩條に列記せらるる者は、他  
の結社に入入レ又は自ら結社を組織して、結社員たることを得  
ざるなり、

美九條及美十條に違背せる制裁は、美二十二條に規定す、燭り  
直接に違犯せる者を罰するのみならず、又入社せしめたる者を  
も同様に處罰す、美二十二條に於て入社せしめたる者亦同レと  
規定せるは、刑法總則の違犯の規定にては不充分なれは乍リ、  
従犯とは或る犯罪を帮助するものなり、結社に入入せしむるは  
入社を帮助せりと謂はんよりは、單に別個獨立の行為なりと信

す、又縱令之を從犯なりと諭し得へしと假定するも、從犯の刑  
にては、訓義の目的を達すへからず、情に於ては單に加入者少  
りも重しと謂はざると得ず、故に此規定を設けたり、之と相類  
似せる他の條に於ける亦此例に同レ

## 第六章 公事結社

美三條 公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ  
政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持  
スル為局云ヲ必要トスルモノアルトキハ  
命令ヲ以テ美一條又ハ美二條ノ規定ニ依  
ラシムルエトヲ得

公事とは私事に對するの語なり、私事ならざるものには公事なり。故に政事も亦公事なり、學術、宗教、經濟、社會問題、地方行政、風俗改良、衛生等總て公事たり得ざるは全レ、而て公私の区分は事實に依て決せざるを得ず、例は農事に關して一般の利害に關する事項を目的とせるときは、之を公事と謂はざるへからざるも、若し自己の田地を耕作するに就て、隣地主と協議を為す如き、各自の利害に關する事件ならば私事に過ぎず、學術其他に於けるも亦同レ、自己の智識を練習する爲た相集まるは私事に過ぎざれども、一般の教育其他に關するときは公事なることを傳ヘレ、又政事に關する公事と政事に關せざる公事多カ別也、亦事實に於て之を定めざるを得ず、例は教育は本末公事に過さざれども、若し教育制度に關するときは公事中の政事なり、宗教も亦同レ、宗教制度に關するに至れば政事たり、而て

政事公事の區別は、時代と國と依りて範圍を異にすることは、第去章に説いたる所の如レ、外國の法律にては凡そ公事に關する結社集會は「届出」に關して政事上の結社集會と同一の取扱を多カもの多カ、然とも公事は範圍頗る廣漠にして、總て届出を為さしむるは煩惱に過ぐるの感有ガにあらず、又取締上の必要を認ねざる不リ、故に治安警察法は、政事以外の公事に關する結社は、安寧秩序を保持するため必要なる場合の外届出を為さしめ、其をして届出を為さしむることは、久す勅令又は其他の命令に規定せざる「からだ」<sup>カジダ</sup>の届出を要すへキ公事結社を、法律に列記せナして、之を命令の規定に委任したるは、善し之を列記するときは、却て脱漏の恐あると同時に、一方に於ては時情に依り届出を要せざるに至ルる種類の結社も、亦法律の規定を墨守して届出を為さざるを得ず、為に屢々に過ぐる

ことあるを以てす。

從來に在りては獨り政事に拘する結社集會を取締るの必要あり  
たるに及し、今や時勢の變遷に伴ひて政事以外に結社集會の取  
締を要するに至り、宗教に、社会問題に、教育に、衛生に、  
市町村行政に皆是然らざるはなし、是第三條を設けて、行政官  
廳として臨機實際の必要に應せしめんとする所以なり。

### 第七章 結社ニ對スル制限

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會  
ノ議員ニ對シテ其発言表決ニ付議會外ニ  
於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設ケルニ  
トヲ得ス

59  
集會及政社法にも同一の規定あり、唯其異なるは集會及政社法  
には結社は法律を以て組織したる議會の議員云々とありしを、  
本法は法令を以て組織し左の議會の議員云々と改めたるに過ぎ  
ず、北海道区制同一二級町村制並沖縄縣区制向間切島規程革命  
令の規定に依り、組織せる議會あるを以てすり、本條には罰則  
なく、強制の途をきかぬまも警察権を以て此の如き規定の削除  
を命し、肯かされば最終の手段として、結社を禁止することを得  
得るを以て、第七條の精神は事實に於て之を貫徹することを得  
へし、

本法は憲法第五十二条、如く、獨り帝國議會の議員に拘するに  
非す、凡そ法律命令を以て組織せる議會の議員に對しては、何  
れの場合に於ても之を適用することを得、抑結社の自由は憲法  
之を認められとも、議員の公職を行ふは、亦立憲政の本旨に於て

60 之を重せざるへからざるとして、一方に於て結社の自由を認むると同時に、議員の公職を行ふことを妨くるの行為は、法律にて防制するの必要あり、是れ本條を設けたる所以也。

### 第八章 結社ノ禁止

第八條 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群集ヲ制限禁止若クハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリ  
トスル者ハ行政裁判所ニ告訴スルコトヲ  
得

凡て結社は公事結社たると、政事結社たると其他の結社たるとを問はず、安寧秩序を保持する為必要なる場合には内務大臣に於て之を禁止することを得、集會の制限禁止解散は、之を警察官の職權に委ゆるも、結社の禁止は其手續之鄭重にし、内務大臣の職權に属せしむ、安寧秩序を保持する為必要なる場合とは、安寧秩序を妨害すると云はば、其結社が安寧秩序を妨害するものならざるへからず、安寧秩序を保持する為必要なる場合とは、結社其者か安寧秩序を妨害する場合は勿論、又雖令結社其者は安

寧秩序を妨害することなきも、諸般の情況に依り、其結社ある  
が為に安寧秩序の保持を妨くるの恐あるとせ亦其適用を及くる  
なり、例は結社の目的は極めて種かなるものにして、安寧秩序  
に害なく又其行為も非難すべき無なしとするも、偏く其地方人  
心の動乱に陥り、其結社あるか為に紛糾を起し、騒擾を致すの  
恐あるときは、結社其者は安寧秩序を妨害するに非ずして、結  
社の存立が偶以て、安寧秩序の保持に妨害を來すなり、此の如  
き場合には、結社に取りては甚だ迷惑なるも、全体の安寧秩序  
を保持する為に、國家は之を禁するを得るなり、但し是れ已む  
を得ざるの處分なり、即ち國家は保護するの義務を有する所の  
結社を、保護する能はずして、却て自衛の為に之を禁止する者  
り、法律は総令機能を認むるも其適用は最も慎まざるを得ざる  
なり。

結社にして民法上の社團法人たることあり、民法第百四十九條に  
云く、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ販  
團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之  
ヲ法人ト為スコトヲ得

而して民法第七十一條に云く、

法人が其目的以外、事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件  
ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官廳  
ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

即ち許可を失へたる官廳は、許可を取消すことを得るなり、是  
に於て民法第71條と治安警察法第八條第二項内務大臣が禁  
止を命ずるの規定と、互に衝突を生ずるの體ありと雖、民法と  
治安警察法とは、互に規定の目的を異にし、兩者並行して共に効

力を有するものとす、而て民法は法人其者の行為に依り必要と認めるときに限り、主務官廳として許可を取消すことを得せしむるも、治安警察法は法人の行為安寧秩序を害するの恐あるときは勿論、又否うざる場合に於ても、他の事情に依りて安寧秩序を保持する為必要と認むるとときは、亦之を禁止することを得せしむ、此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限は、民法に定めたる主務官廳の権限より廣く、然れども法人が其目的以外の事業を為し、又は設立許可の條件に違反せるか如何ことあるも、内務大臣は單に之を理由として、治安警察法に依りて、其結社を禁止することを得ず、故に此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限、民法に定めたる主務官廳の権限より狭く、内務大臣が結社を禁止する場合に於て、其結社が法人たると法人たうざるとに依り、財産の盈余を異にする、法

人たる場合には、民法第72条の規定に依る、云く、解散シタル法人ノ財産ハ専款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル

#### 八ニ歸属ス

迄款又ハ寄附行為ヲ以テ歸属権利者ヲ指定セヌ又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官廳、許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為ニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルエトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸属ス内務大臣ノ為ニ結社を禁止せられたるに依り、解散せる法人の財産は、専款又ハ寄附行為を以て指定したる人に歸し、其指定なく又指定期の方法を定めざるとときは、理事は主務官廳の許可を得て相應の處分を為し、若レ否うざる場合に於て、總て國庫に歸属するものとす、之に反して法人権を有せざる結社に在りて

は其財産は、結社員の共有なるを以て、結社が解散せるとさも解散せざるとさと同一の状態なり、如何なる場合に於ても、當然國律に歸属することあらざるなり、而て社員の共有財産を管理せる役員は、結社を禁止されたる後に在ても、分配を了る迄は其管理を繼續するの義務あり。

禁止権分に對しては、行政訴訟を提起することを得、即ち第八條第ニ項に此場合に於て違法権分に由り權利を傷害せられたりとする者は、行政裁判所に告訴することを得とあり、違法権分とは、法律を適用せざること（一）法律を通常に適用せざること（二）法律を適用せざる場合は甚き明瞭なるも、法律の適用其益を得たるや否やは、勤もすれば事實上の問題と混交し易し、行政裁判所は事實に就ては裁判せざるもの、法の適用に就て裁判するを以て、納々事實の審査に傾くことあり、然れども

法律に依りて事實の認定と行政官廳に委ねたる場合には、行政裁判所本認定の否に立入りて、之を審査することを得ず、治安警察法第八條は安寧秩序を保持する為め必要あると否との事實を全く内務大臣の認定に一任せること以て、此點に關しては行政裁判所は裁判を下すことを得ず、故に結社を禁止するの必要あり不然や否やに就ては、内務大臣の権分は終局にして、行政訴訟を許さざるものとす。

67  
行政訴訟の提起は、違法権分を理由とす（そのみならず、必ずや權利を傷害せられたる場合から）からず、權利とは民法上の權利と其義を異はず、司法裁判所に訴へて救済を求むるの途をさも、其人の權能なれば之を權利と云ふことを得、自由と權利とは本來互に区别あるも、行政訴訟に關しては自由とも權利と看做すことあり、違法権分に由り權利を傷害せられたる者

は、行政裁判所に告訴することを得、結社にして違法要領に依り権利を傷害せられたる場合を除示せば、凡て為し得へからることは、之を為せると命ずるを得ず、其命令は違法なるを以て未だ結社たらざる者に對して、結社たることを禁止せば、其命令は即ち違法なり、且之に限りて相集り相會するを得ざる足以、権利を傷害せらるるなり、而て権利を傷害せられたりとする者は何人にも生ずることを得、改て行政裁判所に告訴するには主幹者たても可なり、役員たても可なり、又結社以外の人にも差支なし。

第ニ十三條 (第ニ項) 第八條第ニ項ノ禁止ノ  
命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又  
ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

違背とは結社たるの行為を繼續するなり、結社は禁止せれども以此て既に存在せず、唯個人として結社たるの行為を繼續するものなるを以て、罰則は其個人に適用すべきものとす、但し禁止されたる結社の行動と同一の目的方法を以て、個人別別の運動を為すは固より妨なし。

### 第九章 祕密結社

第十四條 祕密ノ結社ハ之ヲ禁ス  
第ニ十八條 祕密ノ結社ヲ組織シスハ祕密  
ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以  
下ノ輕禁錮ニ處ス

秘密結社は昔て保安條例に規定ありレも、保安條例廢止以来其規定を缺ケリ、因て本法更に之にか規定を設けをる所リ、秘密結社は歐洲各國に於て概ね之を禁せり、蓋し歴史上參うざるを得ざるの沿革ありて然るなり、十八世紀頃迄は或は宗教に關し、或は政事に關して、秘密に團結して、而して其動作國家の秩序を妨害するの便あるもの頗る多かりキ、思ふに當時は政治の制度にあらずして、所謂警察政治の時代ナリシを以て、諸般の取帶率の嚴酷に傾き、且法律の規定なくして、行政官は監視の命令を為したるなり、固より憲法に依りて結社の自由を認むる二とあることをナレ、故に相團結して共同の運動を為さんとする者は、政府に對して其團結の存立を秘密ナレ、或は少くとも其目的、社則を秘密ナレ、或は之を誇稱するの可ムを得ざることあり、是に於て政府に於ても秘密結社を禁するの必要迅速て生レたる

ものとす、然るヒ十八世紀の末ヨリ、漸次自由を尊重するの氣風を馴致レ、各國互に憲法を設け、且結社の自由を認め大る足以て、爾後國家の存立と背馳するの行為を為さざる限り、何人も公然自由に團結することを得、復其結社を秘密にするの必要を見す、以て今日に至り既と秘密結社の跡を絶たんとレ、之に對する罰も亦之を適用するの場合甚て稀なるヒ至れリ、唯夫虚無黨の如キ、共産黨、社會黨の如キ、又宗教れ就て言ハとモは、「エズイテンナルデン」の如キ、國家に危険なる團結の存續する限は、秘密結社の禁は猶ほ之を存置するを便とすヘレ、又國土の關係上トリ論するも、「ボーランド」の善漏西に於けるか如く、「エルサスロートリンゲン」の獨逸帝國に於けるか如く、「アイルランド」の英吉利に於けるか如く、「アーレンランド」の露國に於

けるか如く、或は境内に於ける人種の半あるか如く、或は端那の確執せるか如き、恐くは是れ事情に於て秘密結社の禁セ発するを得ざるへキ歟、秘密結社禁止の規程猶ほ改羅巴に於て効力を有するは之が急め奉り、

我國保安條例の効力を有する時に於ては、未を曾て秘密結社の禁令を適用し左ることなしと雖、熟ニ社會の趨勢を察するヒ、宗教問題に、社會問題に、漸く改羅巴に於けるか如き、狀況を呈するの態本さに非す、殊に外國人に内地に居住するの自由を認めたり以来は、外國に於ける秘密結社にして、我國家に害あるの虞あるものも亦輸入さることなきを保し難し、現ニ「ズイテン」の如き既に多く我國に入り来たれるか如レ、要するに今日秘密結社に對する規定を設くるば、時宜に適したるものなりヒ信す、

英語「フリーメーソン」獨語「フライマウエル」は既ニ本邦に輸入されたるを以て参考の為めに一言せん、此結社は稱して其存立目的、行為、社員等世間之を知らざるものなし、其目的は主として慈善的計畫を遂行するに在りて、少しも世道に害あることなし、故に改羅巴にては、之を論するに秘密結社を以てする者なきにあらずと雖、多數業者は秘密結社と為さず、殊に實際に於ても秘密結社として之を禁止せざるなり、今此結社の性質沿革等に就き詳説するの必要なきも、要するに我國に於ても治安警察法第十四條を適用して、之を嚴禁するの必要なきを信す、治安警察法施行以来、之を不間に附せらるるは、蓋し理由あることならむ

74 目的、又に規約を秘密にするものを云々、

治安警察法には別段定義を掲げざるも、政府に對して存立、目的、規約を秘密にするものを、秘密結社と稱するに相違なから、明治二十九年政府より治安警察法案を貴族院に提出せられたる際し、貴族院の委員會は、政府案に單に秘密結社とありしを、政府に對して存立、目的、規約を秘密にする結社と修改せんと試みたることあり、治安警察法本法律の運用を窮屈ならしめることを更りて、改らに定義を避けたりと雖、其精神に於て前年貴族院に於ける修正と異なる所あらざるなり、美一條の届出を怠りたるものと、美十四條の秘密結社とは決して混同すべからず、單に届出を怠るは、其存立、目的、規約を政府に對して怠するの悪意あると要せざるも、美十四條の秘密結社は、單に届出を怠るのみならず、本末其維持の成立を戒せるなり、即ち

秘密にするの悪意を以て、秘密にするものと締めて秘密結社と云ふあり、國家は臣民か政府に對して、其行為を隠秘するを許さず、且之を隠秘するの意思有るや、若レ之を公にせば政府必ず之を禁ずへざを以てなり、政府之を禁せんことを恐るるは、其目的に於て又其行為に於て、公共の安寧秩序と相容れざるものあれは有り、是れ第十四條に於て秘密結社を禁し、美二十八條に於て之を罰則を設けたる所以なり、

## 第十章 集 会

75 集會とは多衆共同の目的を有して其目的の為めに一定の場所に會同するを云々、多衆とは二人以上を稱することは既に説明せらる所をも、法の精神に於ては更に多衆に非ざれば、法律を適用すへからざるものと知るヘレ、

共同の目的 集會とは單に群集を稱するに非すして會同者間に  
は、之を結合する所の聯鎖をかるへからず、會同者共同の目的  
則ち是なり、即ち會同者は互に同一の目的を有し、其目的に從  
て會同するものとす、例は路頭に格闘する者あり、行人等立之  
を觀る、觀る者漸く加はり、遂に多衆環堵、同音格闘者を詰る、  
觀ると詰るとの目的は、多衆の共同なりと雖、多衆は觀るか否  
又詰るか為に會同せるに非す、即ち共同の目的の為に會同せる  
にあらずして、偶然群集して、偶然之を觀、之を詰るの念を發  
したるに過ぎざるを以て、未を以て集會と爲すことを得ず、之  
に反して之を觀之を詰りたる者、格闘者を告発せんか為、協議  
を為すの會同を為すの事實あるに於ては、之を稱して集會と爲  
すことを得ヘレ、然れども共同目的の為に會同せる集會に於て、  
偶々目的以外の行為に涉ることあるものもあるか為に集會とるを  
非されは成せせず、

掛けず、又共同目的の為に會同せる集會に、目的と共にせざ  
る从か偶然來り加はることあるも、全体の目的を妨くるに至ら  
ざる限は、亦集會とるを失はず、

一定の場所 結社の要件に非ナして集會の要件なり、是れ結社  
と集會と其性質を異にせる一點なり、結社は文書の往復等に依  
り互に結合することを得るも、集會は一定の場所に會同するに  
非されは成せず、

會同 是亦結社の要件に非すして集會の要件なり、結社は文書  
の往復等にて成立するも、集會は多衆相集まるの事實あるを要  
す、

集會には必ずしも講談論議を要せず、又一定の形式あるに非す、  
固より发起人、役員等之あるを要せず、治安警察法は、便宜上  
政事上の集會に關し发起人云々の規定を設けたるも、集會成立

の要件として之を必要とするに非ざるなり、  
集會は一時限の會同なるを以て、結社に於けるか如く繼續を以  
て要件と為さず、集會は相會して又相散するものなるか故に、  
結社に於けるか如く結合を以て要件と為さず、是亦結社と甚だ  
義を異にする所以なり、

集會の種類は、之を公衆を會同するものと否らざるものとに區  
別し、又之を屋内集會、屋外集會に區別し、又之を政事に関するもの、  
公事に関するもの、政事にも公事にも関せざるものに  
區別す、

公衆會同とは公會の意なり、何人にも來り會することを得る  
所、然れども多少の制限を為すことあるも、亦公衆會同の  
ことを妨げず、例は日本人限りで來會を諾するは、外國人へ  
対して制限する所、男子に限るとときは女子に對して制限する

より、學生成徒又は官吏に限るとときは、其他の人に對して制限  
する所、縱令之を制限するも、其範圍内に於ける公衆を會同  
するときは公衆の會同たり、故に自由黨員は何人にも來會す  
ハレ、町村長は何人にも來會すハレ、赤十字社員は何人にて  
も來會すハレと曰はは、即ち亦公衆を會同するものたるなり、  
其公衆會同に非ざる場合は、案内狀又は其他の方法に依りて、  
特定人を會するに在るものとす、特定人々の會同と際し、偶然特  
定人以外の人が參加することあるも、為に會同者を全體の特定  
人たることを妨げざる限は、亦公衆を會同するに非ざる集會を  
る變更せらるることなし、

屋外集會に付て別に之を説明すハレ、政事公事と付ては既に認  
明せり、故に今皆之を署す、

集會政社法第三十七條には法律命令と定むる所の集會は此の法

律に依るの限に在らずと規定せしも治安警察法は別段の明文を要せざるものとして之を削れり而て法律命令に定むる所の集會に治安警察法を適用せざるは論を待たざる所とす。

## 第十一章 集會ノ届出

第二條 政事ニ関シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ発起人ヲ定ムヘシ  
発起人ハ到達スヘキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出フヘン  
届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ヤテ開會セズ

若八三時間以上中断スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ

義會ノ議員選舉準備ノ為

法令ヲ以テ組織シタル議員選舉権ヲ有メニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者は限り會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第二項ノ届出ヲ要セス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若干人

主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ  
 ヘンヘ下署)  
 美二十條、美二條美一項又ハ美二項  
 ニ違背シタル者ハ  
 ニ十圓以下ノ罰金ニ處シ美二項ノ届出ヲ  
 為スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ  
 罰金ニ處ス

美二十五條、美十一條美一項ノ尋問ニ答ヘ  
 ス若ハ答フルモ實ヲ以テセスヌハヘ申署)  
 者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官は美十一條に依り、必要に應して各種集會に對して尋問

を爲すことを得ると雖、政事集會に對しては更に特別の規定を  
 定するものあり、即ち政事に關して公衆を會同する集會を窓か  
 んとする者は、  
 発起人を定め且届出を爲すことを要す、集  
 會及政社法には、届出を爲されば発起人を罰するの規定あれ  
 とも、発起人を定めざるに當り何人も罰するの規定今カリレ  
 に、治安警察法は美二條に於て発起人を定むへしと規定し、美  
 二項に届出の規定あり、而して美十九條には美一條に違背した  
 者ハ三十圓以下の罰金ニ處シ云々とあり、故に  
 発起人を  
 定めざるときは、事實発起人と認亦へき者、即ち公衆を會同す  
 者集會を開かんとする者を罰するなり、其事實上の発起人不明  
 なるときは、共同の目的の爲に會同する者は、總て集會を開か  
 れ、各會同者に對して罰則を適用すること得るなり、

84 発起人は到達すへき時間除き開會三時間以前に、集會の場所年月日時を會場所在地の管轄警察官署に届出つへきものとす、

到達すへさ時間を除くへきの規定は、集會及政社法には之なし、集會及政社法に依れば届書は必ず警察署へ持参せざるへからず、警察署届書を受領したるときは、領收證を交付せざるへからべりしる、然るに治安警察法は、届書の到達すへき時間除き即ち開會三時間前に、届書か警察署に到着するを以て足りりとするか故に、届書は郵便にて之を差出すも可なり、開會三時間以前とせば、警察官をして取締の準備を為し得るの時間と有せしむるなり、但休日又は夜間にても、三時間前に到達せば届書は有效なり、午前三時に届書到達は、午前六時大集會を開くことを得るなり、

集會及政社法は講談論議者の氏名を届出をさしめ、加ふると開

會二十日時間以前に届出を要しれるとして、一旦届出でたる講談論議者は、二十四時間内に其人を変更することを得ず、又若し他人がはりて講談論議者たるには、更に届出を為し其時より更に二十四時間を経過せざるへからざるなり、治安警察法は、取締上の必要を認めさせること以て、此の如き規定を廢せり、

届出事項の年月日時は集會を開始すへき時刻を云ふなり、而て其の時刻より三時間を過ぎて開會せず、若くは開會後三時間以上中断するとさは届出は其の効を失ふなり、警察官をして監視の為に時間を空費せしめさるの主旨に沿つ、尤中斷せざる限は同一の集會繼續して、次日に涉り若くは數日間に隔ることあるも届出の効を失ふことなし、

議員選舉準備のために選舉権を行ふへ者及被選舉権を有する者に限り會同する所の集會は、投票の日より前五十日間は届出

至要せざるの規定は、獨逸等にては選舉法に規定して集會政社に規定せざるもの、我國に於ては集會及政社法に之を規定し、治安警察法亦之を襲へり、畢竟選舉の為に開く集會は自由ならしめて、以て法律上の權能を全ふせしむるの趣旨に外ならざる本

リ、

第十三條の公車集會に就ては、結社に開する説明を以て足れりとレ今之を略す

### 第十二章 屋外集會及屋外運動

第十四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セムトスルトキハ發起人ヨリ十二時

間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其道

過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動其他慣例ノ許ス所ニ限ルモノハ此限ニ在ラス

第二十一條 第十四條ニ違背シタル者ハ二十

圓以下ノ罰金ニ處シ第十四條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金

ニ處ス

<sup>87</sup>  
屋外に於ける公衆の會同と、多衆の運動とは極めて類似せる點あるも、亦已別々と非す、即ち屋外に於ける多衆運動とは多衆一團と全り公然屋外に於て行進レ、又は場所を定めずして動作するを云ふ、集會には一定の場所に會同することの要素

そり、運動には會同よりは、寧ろ場所を定めずして動作するこ  
と必要的條件たり、運動は憲法の所謂集會に非す、便宜上集會  
と併せ規定して、同一の取締を爲すに過ぎず、其制限は憲法上  
必ずしも法律を以てせざるへからざるに非す、而して運動は集  
會と同しく多衆現在し、且多衆は偶然の集合に非すして、共同  
の目的に因れるものならざるへからず、尤其集會は偶然なるも  
相携て同一の運動を爲すに至れば、即ち亦共同の目的に由る運  
動と爲るなり、共同の目的は運動を爲すに在るを以て足れりと  
す、其運動か更に一定の目的を有することを要せざるなり、故  
に共同の目的に由る運動なるや否やは、外部に見はある事實を  
以て之を斷定す、即ち提携行進の外形あらば即ち屋外運動たるな  
り、而て一定の順序形式あることをきを以て、衆馬、徒步其他  
任意の方法に由ることを得、加之三三五断續行進するも、其

所期を一にするの事實を認定し得へくれば、之を多衆運動と看  
做して可なり、例は多衆請願の爲めに上京することありと假定  
せよ、總令隊伍を爲して行進するに非ざるも、向背相望て追隨  
するときけ、以て屋外運動と認むることを得へきなり、又普  
漏西の法律には、都市、村落、又は公有る衝路に沿て、公衆運  
動を爲す者は云々とあるを以て、水路、船に由るの運動には、  
法律を適用すへからざるの判決例ありと雖、我國の法律には、  
單に屋外に於て多衆運動せんとする者は云々とあるのみなるを  
以て、水上運動をか故に法律を適用すへからざるの理由なし  
と信す、

屋外集會及屋外運動を取締るの本意は、一には集會若は運動其  
者か公衆に及はず勢力に倣りて、安寧秩序を妨くるの虞あるを  
以てなり、殊に示威的運動の如きは最も然り、又一には群集人

若は通行人と相應し、又は相争ひて混亂紛擾を惹起する恐あり、且場合に依りては交通の取締上必要あれはなし、治安警察法は屋外集會及屋外運動は、警察官署の認可を要するの規定を改めて、認可を要せさらしめ、又堅固なる屏蔽を設け自由の交通を遮断するの規定を廃したりと雖、必要に俟ては第八條に依りて之を禁止又は制限することを得るを以て、取締上差支本旨を信ず、即ち屏蔽の如きも必要止むを得ざることは、之を設けしうることを得るなり、

屋外集會及多衆運動は、届出時間を早めるの必要あるを以て、十二時間以前に届出を為さしむ、其事項は、會同すゝ場所（屋外集會の場合）年月日時及多衆運動に関する通達すゝき啓諭にして、其届出は管轄警察官署に之を為すゞものとす、本條は集會及政社法の例を襲ひ、届出の時刻より終時間を経過し、

又は終時間中斷するとときは届出の効力を失ふことを規定せず、既に會同又は運動を開始すゝき年月日時を届出する上は、其時刻の経過に依りて當然届出の効力を失ふか如しと雖、第二條に三時間と過ぐるに非されば、届出の効力を失はざるの規定を設たるに因りて見れば、本條亦同一の精神を以て解釋すべきものと謂はざるを得ず、即ち總令届出たる時刻を経過するも其行為を廃止するの事實なき限り、届出の効力を失はざるを原則とし、第二條は特に法律の力を以て、三時間の経過に因て届出の效力を奪ひたるものとす、故に屋外集會及多衆運動は、届出たる時刻より終時間を経過せりと云ふの理由を以て、届出の効力を失はざることを得ず、其行為を廃止したるの事實に因て、届出の效力を失はしむるなり、中斷の場合亦然り、例は屋外集會に於て、講談論議者の並者の急に届出たる時刻に開會する能はさ

るも、届出の效力を失はず、多衆運動の場合に於て、中途日暮  
れて宿泊し、其夜運動を中絶するも、届出の效力を失はず、但  
し一旦集會又は運動の計画を廻したる後更に之を企つるが如き、  
又一旦開會又は解散したる後、更に集會又は運動を始めるもの  
の如きは、新なる届出を要すること勿論なり、通過すヘザ路線  
を警察警察官署に届出ることに就て、若し其道筋長くして二箇  
所以上の警察警察官署に涉るときは、其各警察官署に届出ること  
を要す、即ち各警察官署運動を為す路線に於て、取締の準備を  
為すの機會を失ふるなり、本條の規定に例外あり但書是条り、  
云々、

但レ祭葬、講社、學生生徒の体育運動其他慣例の許す所に  
係るものに此限に在らず

祭葬以下總て慣例の許す所の者ならざるを得ず、祭葬其他に關  
して異様の風体を為し、又は祭葬其他に託して不徳の運動を為  
すか如きは、此但書を適用する限に在らず、屋外運動に就ては  
大概集會に関する規定を適用するに便宜に出たる事

### 第十三章 集會ニ対スル制限

第十二条 (第ニ項及第十三項) 女子及未成年者ハ  
公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其  
発起人タルコトヲ得ス  
公權剥奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル  
政談集會ノ発起人タルコトヲ得ス  
第十六條 日本臣民ニ非サル者ハ(中略)又ハ公

象ラ會同スル政談集會、發起人タルコトヲ得ス

第ニ十二條 美五條又ヘ美六條ニ違背シテ

ル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス(下界)

女子及未成年者ヒ公衆セ會同する政談集會に會同し、若は其起立たることを禁したるの理由は、結社ヒ加入セ禁してゐる理由と同一なり、即ち女子の淑徳を保ち、且未成年者を以て一生を誤らざらしむるは甚ニ必要なるに因る、然らば何故ヒ、現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人、警察官、神官神職僧侶其他諸宗教師、官立公立の學校教員學生生徒は、之セ政談集會に會同せしめざるの規定を設ケざるやと云ふに、是等のへは體力の程度女子未成年者ヒに非す、之セして集會に臨まレヒるも、

女子未成年者ヒ如く事に處し物に動き易キに非す、且集會は結社ヒ異なり、結社ヒ如く繼續して行動するものに非ざるを以て、結社ヒ於けるか如き制限を設くるの必要を認めざるに由る、むしも必要の場合ヒ於ては、軍人、警察官、神官神職僧侶諸宗教師、官公立學校の教員學生生徒に對ては、監督官廳の命令訓令を以て、集會ヒ於ける制限を為すことを得るは、嘗て結社の場合に説明せしかばレ、

何故に公權剝奪及停止中の者ヒ、政談集會に會同することを禁せずして、單に発起人たることヲミを禁止せるやと云ふに、監視執行中ヒ在る者は、刑法附則第ニ十七條及美四十條ヒ依リ、群衆の場所ヒ參會することを得ざるを以て、政事上ヒ集會ヒ會同することを得ざるは論を待たざる所とす、故に重罪ウ刑に處せらる公權ヒ剝奪せられ本刑短期の三分の一間監視ヒ附せられ

96

をる者、自由刑の執行を終り監視に附せられたる者、假生獄の後に特別監視に附せられたる者、並に其他の理由に依り監視に附せられたる者、例は死刑又は無期刑の期滿免除を得て、五年間監視に附せられたる者の如きは治安警察法の規定を俟たずして、政談集會に會同することを得ざるなり、尤も重罪の刑の短期三分の一を過ぎたる者、及死刑又は無期刑の期滿免除を得て五年を過ぎたる者の如きは、公權剝奪中なるに拘はらず、政談集會に會同することを得と雖、是れ刑法に於て既に監視の必要なものとして、刑法附則第二十九條及第四十四條を適用せざる者なると以て、刑法を定めたる國家の意思より考へて、治安警察法と特に対立の規定を要せずと決したるなり、且實際に於ても政談集會の发起人となるに付ては、届出に依り公權剝奪なるや否やを取扱ふるの便あらとも、多衆に混して會同する者

97

に對しては、容易に公權を剝奪せられたる者至ることを知る能はざるへし、況や平素被監視人として觀察し置かず、隨て其面相を識るに由々き看に於ておや、警察官なる者何に因て多家中より其一人を甄別せんや、亦是本法に於て公權剝奪中の者に、政談集會に會同することを禁するの明文を存せざる所以なり。

外國人は、公衆を會同する集會にして、且其集會は政事上の目的を有する場合に於て、发起人なることを得すと雖、政談集會に會同して講談論議するは其自由なり、政權已に於ては各國互に境を接し、且其間に言ふへからざる關係ある爲に、外國人の取締に就ては頗る苦心する所あり、今一例を擧げんに、普國千八百七十六年八月二十八日の法律に依れば、外國人の官廳に差し出す文書は、外國語を以てすることを得ざるに、政府は更に之を改めて嚴重の規定と為さんと企て、議會の承諾を得さりレ

とあり、一千八百九十八年政府は更に其案を起草し、内務省知事の意見を徵したることありしも、他の政略に拘りられて、遂に議會に提出するに至らざりしと云ふ、其宗に依れば集會に於ては獨逸語の外演説を許さず、其意主としてオランダ人等の演説を妨くるに在り、然るに中央党はカトリック教宣布に便ならざるか爲に、其宗に反対するの傾向を有し、政府をして躊躇決する能はさらしむ、而して政府が此の如き案を起草するに至りたる理由はオランダ人かオランダ語を以て演説し左に際し、警察官は外國語を了解する能はざるか爲、隔壁の権能を妨げられたるものと爲し、解散を命ぜたるも、結局行政裁判所は警察官の過失を不審と判決したるに由る、我國革に斯の如き關係なきを以て、外國語の演説は之を禁する必要なし。

以上は集會に關し人に對する制限ならとも、別に事に就ての制

限あり、

第十九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ開スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談諭議シ又ハ傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談諭議スルエトヲ得ス  
集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ責恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談諭議ヲ為スエトヲ得ス  
第二十四条 第十九條ニ違背シヘ申密シタル者

八三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓

以下ノ罰金ニ處ス

右は、新聞紙條例及出版法にも類似の規定あり、第一項は重罪輕罪の豫審に關する事項を公判に附せざる以前に講談論議し、又は傍聴を禁したる訴訟に關する事項を講談論議することは、刑事訴訟法精神に照らして、之を許すことを得ざるに由る。英ニ項の犯罪の煽動は、集會及政社法の犯罪教唆を改め、適用の範圍を廣くし、且其義を明にしたるに在り、即ち教唆は本犯若し罪となられは之を罰するを得ざるも、煽動は挑發煽起の事實あるを以て定めりとするなり、且教唆は本犯と同一の罪として論せらるるも、煽動は被煽動者か如何なる罪を犯すに拘らず、治安警察法第二十四條に定めたる特別の犯罪として論せらる。

らるるなり犯罪を曲庇し、又は犯罪人若は刑事被告人を責撃、若は救護することを得ざることは説明を要せずして明白なり、刑事被告人を陷害するの講談論議を為すを得ざることは、集會及政社法にも規定なく、又新聞紙條例出版法にも規定なく、治安警察法ヒ於て始めて設けたる規定也)、刑事被告人を陷害するの講談論議は、總令治安警察法に規定なしも、大概刑法の誹謗罪とならざるはなしと雖、刑事被告人を犯人と同視して、之を横行罵倒するの弊は、實に社會を毒するの甚しきものにして、今日の事情告訴を得て其罪を論ずるの規定は實際の必要に應するに足らず、故に本條の規定あり、但し本條の煽動又は陷害は刑法の教唆又は誹謗と争り得る場合ヒ於て、理想的俱発として論すべきは勿論とす

101  
第十條 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前條ノ

規定ニ違背シ其他安寧秩序ヲ荼シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其人ノ講談論議ヲ中止スルヲ得

第ニ十四條 (前略) 第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又八十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
其人の其席に於ける譲談論議を中止するの意にして、同日他の場所に於て講談論議するは妨々し、

第十二條 集會又ハ多衆運動ノ場合ニ於テ

故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其命ニ從ハサルトキハ現場ヨリ退去ヒシムルコトヲ得  
第ニ十六條 第十二條ニ依リ退去ヲ命セラレタル後仍退去セリル者ハ一月以下ノ輕禁錮又八十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の執行に關し念の為ニ一言せん、喧擾又は狂暴に涉る者ありて、集會の狀況、安寧秩序を保持するに妨あるときは、第八條第一項を適用するを得ると雖、警察官は先づ喧擾者狂暴者を制止するに力め、已むを得ざるに非ざれば第八條第一項を適用すへからず、此場合に於て制止するの力を失くして、却て妨害と

104 被り居る集會を解散するは、即ち警察官の無能を公表するものにして、最も憤まるを得ざる所とす、

第十三條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ光器ヲ携帶スルコトヲ得ズ但制規ニ依リ戎器ヲ携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラズ 美ニ十七條 美十三條ニ違背シナル者ハ三ヶ月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

戎器は性質上人を殺傷するの器具を稱す、銃、鎗、刀、劍の如き是なり、兵器共性質人と殺傷するの器具に非ざるもの、其人の

意思に依りて、人を殺傷するの用に供するものを云ふ、鐵棍、木棒、庖刀等皆戎器となり得ざるは無し、

我國光器は、集會及運動に於て之を携帶することを得ずと雖、欺的演習會と號を携へ、華儀の行列に劍を携へ、刀劍品評會に刀劍を携へ、其他裝飾品として武器を携帶するものの如キヤハ器械の性質戎器全ても、携帶者の意志本條の所謂戎器として之を携帶するにあらざるを以て、本條を適用する限に在らず、是れ普爾判決例の認むる所にして、余も同一の意見を有するなり殊に獨逸「コンメルス」に於て、麥酒満引、劍を鳴らして高呼放吟するは、集會及政社法の適用を受くることなし、取締法の精神を誤らざるものと謂ふべきなり、

105 本章と附隨して、警察官の尋問及監視に就き一言せん

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警

警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、発起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ  
ヘシ  
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其集會ニシテ政事ニ關セザルモ、ト雖モ安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト

107  
認ムルモノニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供  
スヘシ  
第ニ十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答ヘ  
ス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第二項  
ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其  
來ムル席ヲ供セザル者ハ五十圓以下ノ罰  
金ニ處ス

第十一條第一項に於テ、警察官の尋問ありしときは、集會若くは運動の會長、若くは発起人若し會長発起人のまゝるとときは、警察官か會同者中の主たる人と認めて指定したる者に於て、警察官の満足する答辨を爲さざることを禁む。

108 第二項は臨監の職權を規定し、且集會及政社法に比して大に適用の範圍を制限せり、集會及政社法第八條に依れば、警察官は政談集會に臨監することを得るのみならず、政談を爲さざるもの、其情況安寧秩序を妨害する虞ありと認むる集會には、其會同者の公衆ると否とに拘らず、總て臨監を爲すを得たり、然るに治安警察法は「政事に關し公衆を會同する集會に臨監せしむることを得其集會にして政事に關せざるものと雖も云々」と規定し、「其」一字を以て、公衆を會同する集會たらざるへからざるの意を明示せり、公衆の意義は既に之を説明したるを以て、今之を再説する之必要なし。

巡査の臨監は職權上幾分の疑あるも、内務省の解釋に依れば、監視せしめて差支なし、尤臨監は責任の容易ならざるものなり、巡査は本來斯の如き責任に當らしむべき者に非ざるを以て、法

の解釋としては警察官たるに相違なしとするも、實際に於ては止むを得ざる場合に非ざれば、臨監せしめざる可とす、

警察官署とけ、警察署及警察分署等を云ふ、警察官署の官廳なるや否やは、地方官官制に於て未だ之を明にすることを得ざるもの、却く他の法規に於て、獨立の官廳と認かる規定少からず、本條亦其一例なり、臨監は警察官其人之を爲すも、其責任は警察官署に歸す、警察官署は警察官を派遣し警察官は警察署を代表す、

集會の臨監は濫用の弊を防かざるへからざるを以て、臨監警察官は制服を着用せざるへからざる規定あり、尤も現今犯罪を逮捕するか如き異常の場合には、總令制服を着用せざるも、司法大臣訓令司法警察官執務心得た定めたる證票を携ふる以上は、集會の場に立入り職權を行ふことを得、是れ即ち警察官の臨監

を許さざる集會即ち公衆を會同するに非ざる集會に対しても警察上の必要に應し、當然の職權として立入り得る場合あると同時に、所謂駕籠を為すに非ずして、他の原因に基き警察官の職權を行ふものなるを以て、本條の規定に依るを要せざるなり、或云く、警察官服制の定ある以上は如何なる場合に於ても、警察官にして制服着用を要せざることあることなし、若し制服を着用せされば一個人の資格を以てするものにして、観るに警察官を以てすることを得ずと、是れ恐くは現行法を知らざる人至るへし、明治三十年勅令第三百三十九號巡査給與品及賞典品規則第三條第二項に、制服の着用を要せざる特別の勤務に服する巡査とあるは、則ち司法警察官執務心得に定めざるか如き場合を云ふものにして、隨て警察官は制服を着用せずして、職務に從事することあるを知るゝに至り、改に治安警察法第十一條

に於て制服を着用したる警察官に非されば、本條の職權を行ふを得ざるの規定を設けたるものとす、  
発起人又は警察官の主たる會同者と認かる者は、警察官の求むる席を供せざるを得ず、而して警察官の為に坐席を設くるを以て足りりとせず、坐席の位置に就ても亦警察官の要求に應せざるを得ざるなり、

集會の禁止解散等に關しても、亦本章に附隨して一言せん

羣入條 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多數ノ運動若ハ群集ヲ制限禁此若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルニトヲ得

第ニ十三條第ニ項 第八條第ニ項ノ制限若

ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍木退散セサル者ハ二月以下ノ輕

禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

群衆は嘗て保安條例第ニ條に規定せられたることあり、即ち集會の要素を具ふるを要せしして、偽參來集するを謂ふなり、固リ憲法第ニ十九條と關係あることなし、其規定亦法律を以てするを要せし、唯便宜上本法中に規定し、其取扱及違犯者に対する罰を集會又は運動と同一にしたるのみ、

屋外の集會、多衆運動及群衆は之に對して、制限、禁止又は解散を命することを得るも、屋内の集會に對しては單に解散を命することを得るのみ、禁止は集會又は運動を開始するの前後をする

間はす之を命し得るも解散は開會後に非これほ之を命することを得す、制限とは或は場所に、或は時間に或は會同者には講談論議の事項に、或は會議の方法に、其事項の何たるを問はず、且集會又は運動を開始するの前後を問はず之を命する二とを得るなり、解散は同日同地に於て再び開會するも、解散の命令と違ひたるに非す、之に反して禁止は同一集會を禁止せられたるを以て、再び之を開くときは命令に背くものとす、而して地域及時間に關する禁止命令の効力は事實に依て決せざるを得ず、例へば靖國神社祭禮に付雜沓を避くるか為に屋外運動を禁したる命令の効力は、祭禮と關係なき芝區に及ばず、又祭禮の翌日に及ばざるものと解釋するを穩當とするも、帝國議會開會中議員に對する示威運動を禁するか為に、屋外運動を禁したる命令は、其効力東京全市に及び、且つ同一の情勢繼續する

間即ち議會開會迄の間に歩るものとす、而して甲標の禁止命令は乙標に及ぼさるものとす、是れ豫戒令と異なる所以なり、豫戒令は移轉の自由を制限するものなるを以て、命令の効力各地共通に非されは取締を爲すこと能はざるもの、本條は此の如き關係なく、隨て法律の精神亦此に在せざる至り。

集會及政社法第十三條に列記せる事項、即ち集會の解散命令の要件は、本法總て之を削除したりと雖、苟くも安寧秩序を保持するに必要あるときは、如何なる場合にも本條を適用することを得るを以て、職權に於て却て拡張せられたるものと謂ふへばなり、第ニ條の届出を爲さずして開會せる集會は、之を集會及政社法第十三條に照らすも、所謂集會の成り此法律に背きたるものと謂ふことを得ず、届出を爲さざるは單に手續違犯にして、集會の成立違法なるものと謂ふことを得て、集會及政社法

第十三條第一款は、例は同法第十五條第十六條に依りて発起人たることを得ざる者か、発起人となりて開會せざるか如き場合を云ふなり、而して之を治安警察法第八條に照らして如何、余は單に届出を爲さざリレのみの理由に依りて、集會を解散するは徳音の處置と謂ふことを得ざるなり、第二條に對する第二十條の規定は不行爲を罰し、意思の有無を問はざるなり、故に悪意を有せず、過失にて届出を失念したる場合も亦刑罰を免れず、是に於て<sup>後れて</sup>届出を爲出し、警察官として臨盤の機を失ふことなく、うしめたる者ありと假定せよ、單に其届出の後れたるか為に集會を解散するの必要ありや、余は然りと信せざるなり、惡意を以て届出を爲さず、之を論すも猶肯せざるか如き、若し集會を繼續せしかるに於ては、法律上の秩序を保持するに妨ある場合は別段、否らざるに於ては單に處罰を以て制裁したりたるもの

憲法第十八條以下に於て日本臣民の權利義務を規定し、其第十九條は集會及結社の自由に関するものとす。其結果集會及政  
社法又は治安警察法を制定せられ、此の法律に規定あるごく限  
りは、如何なる場合に於ても、集會及結社の自由を制限ざる  
ことあらざるなり、然れども是れ唯平時に於ける原則にして、  
戦時又は國家事変の場合に於て、天皇大權の施行を抑くるもの  
に非ず憲法第31條是なり。然して憲法第十四條は、天皇は  
戒嚴を宣告することあるを規定し、戒嚴の要件及効力は法律を  
以て之を定めしむ。即ち是れ戦時若は事変に際して、天皇の大  
權を行はる場合とす、たゞ戒嚴令以外に於ても、天皇は憲法  
第31條に依りて臨機必要の行動を為すことを得るものとす。

116 とし、解散の處分を為さざるを至畜と信するなり。  
集會及政社法には罰則に不備の點ありて、屋外集會及屋外運動  
を禁止されたる場合に、其命に違犯せる者を罰するの規定なが  
リしも、本法は第23條に其不備を補へり、本法第11條の規  
定外に於て、他の法律に特別の規定あるときは其規定に依る。  
一例を擧ぐれば、傳染病豫防法第十九條に依り、地方長官が傳  
染病豫防上必要と認ひるとき、祭禮、供養、興行、集會等の為  
め、人民の群集することを、制限し、若くは停止するか如き是  
なり。故に傳染病豫防の適用としては、屋内集會と屋外集  
會たるとを問はず、又開會前後たると開會後たるとを問はず之を  
禁止制限することを得るなり。

#### 第十四章 非常權

## 第十五章　掲示其他ノ取締

第十六條　街路共ノ他公衆ノ自由ニ交通スルニトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌、ノ  
掲示、頒布、朗讀若ハ放吟又ハ言語形容其ノ  
他ノ作為ヲ為シ其狀況安寧秩序ヲ荼シ若  
ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ  
警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得  
第十九條　第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シ  
タル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

何せか公衆ノ自由ニ交通することを得る場所と云ふヤ、街路に向へる店頭に於て演説を爲すときは、本條を適用し得るヤ、店頭に非ざるも窓に凭て放吟するは如何、公園に臨める樓上に文書を掲出するは如何、汽車中より警見し得る田畠に踊躍するは如何、其術は公衆の交通に供する道路に非ざるも、其行為は自由ニ交通する公衆の耳目に觸るるなり、法律の精神果して公衆に對して、安寧秩序を妨げテ是風俗を害するを防ぐに在りとせば、自由ニ交通する公衆の耳目に觸るる場所は、即ち法律の所謂公衆の自由ニ交通することを得る場所ありと謂はざるを得ず、本條は文法上の解釋にて其義を明にし難レとせは、論理解釋に依らざると得す、

119  
文書圖畫は印刷せると否とを問はざるなり、是れ出版法の文書圖畫と異なる所以なり、且詩歌は縱令文字に現はざるも、單

に之を吟味するのみにて本條が適用することを得、又掲示とは、針付、貼付、榜表若は其他の方法に因りて人に示すを云ひ、領布とは、売賣、配達、贈遺其地如何不る方法を問はず、家人に頒布するを云ふ、故に道路に掛して行人の拾ふに任すか如き亦頒布なり、本條は出版警察と關係なし、故に出版法又は新聞紙條例に照らして、取て司法又は行政の権力を有すを要せざる文書圖畫等も、之を掲示、領布、朗讀、放吟するに至ては、時と所どり情勢に因り、安寧秩序を紊し若は風俗を害する虞ありと認めざるを得ざることあり、多衆喧擾に際して氣勢を張るか為に古人悲憤の詩を高吟し、妙龄女子の會同に臨て、故に鄭衛の聲を弄するか如き皆然らざるはなし、言語形容其の他の所多とは適用の範圍甚だ廣く、如何なる行為と雖も本條を適用し得られざるは解レ。

121

禁止の必要あると否と同一に警察官の認定に依る、其命令に違背したる者は裁判官之を罰す、而して警察官命令の當否に就ては、裁判官の審査を許さず、

禁止命令の地域と時間とに依れる効力の範囲は、屋外運動禁止に於けると同し、今之を再説せす、

第十六條に掲くる行為にして、他の法律に依り犯罪となるときには、本條に依り制止すると同時に、他の法律に照して告発することを防げず、又被害者の告訴ありたる場合に於ても同様、本條に依り制止の要分を有すことを防げず、例は公然猥褻の行為を為し、又は販賣したるか如き、刑法第二百五十八條第二百五十九條（悪事醜行を遍発して人を誹謗したるか如き）刑法第三百五十八條（人家の近傍に於て燈に火を焚くか如き）刑法第四百二十

第ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル  
コトヲ得ス

一 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行  
動ヲ為スヘヤ團結ニ加入センメ又ハ  
其故ヘヨ粉タルコト

二 同上解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ  
為使用者ラシテ勞務者ヲ解雇セシメ  
若ハ労務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セ  
シメ又ハ労務者ラシテ労務ヲ停廃セ  
シメ若ハ労務者トンテ雇傭スルノ申

第十六章 使用者及勞務者取締  
第十七章 在ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對  
シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹謗シ又ハ第ニ

六條第ニ號一號ノ公然人を罵詈嘲弄したるか如キハ刑法第四百三十九條第十二號、人家の牆壁に貼紙及樂書したるか如キハ刑法第四百三十九條第十四號、其他如何なる種類の犯罪をると問はず、公衆の自由に交通することを得る場所に於て多うの行為は皆然らざるはなし、但刑法第四百一十九條第十一號の道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者に関する規定は、本條と其精神を異にせず、又適用の場合に於て其形式を異にせざるを以て、本條に依りて廃止せられるとわのと信する矣)、

込ヲ拒絶セシムルコト  
三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ  
承諾ヲ強コルコト

耕作ノ目的ニ生ツル、土地貨貸借ノ條件ニ  
關シ承諾ヲ強ユルカ為相手方ニ對シ暴行、  
脅迫シ若ヘ公參讐毀スルエトヲ得ス  
第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月  
以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十  
十圓以下ノ罰金ヲ附加入使用者ノ同盟解  
雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加墮セサル者

二 對シテ暴行、脅迫シ若ハ公參讐毀スル者  
亦同シ

使用者及勞務者至る者は民法の用語ヒ後ヘリ、本規定ハ勞務者  
並ヒ使用者に對し、不公平なく同一の取締を為すものとす、  
故に労務者か或は程度の束縛を受くると同時に、使用者も亦相  
當の制限を受けてからざるなり、而して其規定は、第一労  
務者又は使用者の團結に關し、第二労務者の同盟罷業又は使用  
者の同盟解雇、即ち労務者を困ひか為他の使用者と同盟して、  
労務者と同時に解雇することに關し、第三必ずしも團結を為さ  
ざるもの、又必ずしも同盟して解雇若くは罷業するに至らざるもの  
にて労務の條件若くは報酬に關して、相手方の承諾を強ゆるこ  
とに關す、是れ第一項の規定なり、第二項は小作人に關す、規

定の大體斯の如し、請ふ更に之を詳説せん、

126 團結とは「コアリチヲン」即ち結合の意なり、「コアリチヲン」不る語は、國と國との同盟其他に關しても之を用ひるも、社會問題に於て用ひるとされ、主として勞務者の團結を指すなり、故に集會及政社法の結社と、或る意味に於て其義を同くするも、英米國に於ては却て狹隘なり、歐羅巴にては團結權なる成語あり、勞務者に認むるに相應結して、以て使用者に當るの權利を以てせらるり、權利とは所謂自由權、結社權等に於けるか如きものにして、其實之を權利と言はんよりは、寧ろ自由と稱するを應當なりと信す、團結權即ち團結自由とは、勞務者が其位置の改良を計るが為に、繼續して又は一時限に自由の結合を為すものに外ならず、而して其目的たるや、勞務契約の條件、就中勞務の時間、報酬<sup>等</sup>に關し、互に協議決定し、勞務者多寡の力を藉り

127 て、使用者ヒ一定の要求を爲すに在り、隨て此等の目的を達するか為に共同の運動を爲すこと、亦團結の自由中に包含す、即ち獨り協議決定のみならず之を實際の行為に現はすことも亦團結の自由中に包含するなり、凡そ何人ノても、他人と契約することに就て己の希望を發表し、且之を遂行するに勉むるの自由を有する以上は、又之に關して他人と協同して、同一の行動を爲すの自由を有するなり、苟ち他人の權利自由を妨げざる限は、各自別別に行動し得るなり、又他人と相團結して行動し得るなり、殊に勞務者の使用者に於けるは強弱優劣の地を異にし、或る要求を爲さんとするも、單獨の傷にては、到底使用者をして同意せしむるの望あることなし、若し團結して對抗するの自由を有せざるに於ては、帝に不幸の地位に沈没して、終身自ら教ふこと能はざるへし、且工業発達して、器械の使用愈々盛る

に従ひ、労務者は先も機関力を補助するの物件と同視せられ、奴隸と同一に待遇せられて得て自衛すること能はざるへさなり、要するに、労務契約は民法上相互同等の合意に成立つべきものありと雖、車賃に於ては同等の合意に成立つものと謂ふことを得す、衣食給せざる労務者は、條件の如何を問ふに暇あらずして使用者の定めたる規約に服従し、否らざれば則ち條件の如何を辨識せずして、又雇傭せられたることを喜ぶの徒に非ざるはなし、是に於て労務契約の條件は使用者の意の如くすらざるはなく、加之労務者は通常其成之に參與することなく、甚きに至ては曾て之を見たることなき者あるへし、故に獨逸等に於ては労務契約を雇傭契約と同視せず、法律上性質を異にせる法律關係と為し、法律を以て別に労務契約に定むべき事項、並に労務者の委員をして其成之に參與せしむるの手續、之を労務者と

129  
知らしむる方式、及之を監督廳に届出づべき事項を定む其意労務契約は合意に倣りて締結するの事實あらざるを以て、全く別個の關係と為したるなり、法律に於て之を労務契約（アルバ・イツフ・ヘルトライグ）と稱せすして、労務規定（アルベイツフルドスング）と稱するに倣るも、亦立法の主旨を知るに足る、蓋労務契約に關しては、法理上雇傭の原則に據るへからざるなり、唯夫或國未だ特別の法規あらず、今日に於ては民法の雇傭契約に關する規定を、労務契約に適用せざるへからざるなり、然れども雇傭契約は有名無實にして、労務者は全然使用者の意の如くなふざるはなし、使用者に對抗して其地位の改良を期圖するには、同僚相結合で抗議する外恐くは策本かるへし、國家か所謂労務者の團結權あるものを是認するは亦所以ありと謂ふへとなり、歐洲に於て之に關する立法は、十八世紀以降幾回の

沿革を経過したるも、今日に於ては一般に労務者團結の自由とは認めざるはなし、獨り之を是認するのみならず、國に依りては法律を以て労務者の團結を促せるものあり、例之は労務の條件に就て、使用者と交渉するか為に、労務者の委員及使用者の委員を以て組織せる仲裁の機関を設くるか如き、さ、労務條件に就ての紛糾を仲裁協定するか為に、労務者の委員及使用者の委員をして組織せる仲裁の機関を置き、労務者より選出せる委員をして、裁判に參與せしむるか如き是なり、我國に於ても諸般の工業勵興し、労働問題の急にすゞからざるに至らんとせる今日に於ては、労務者の團結は可成之を尊重して、以て労務者を教ふ考を有せざるへからず、治安警察法が團結其物を制限するの方針を取らざるものか為なり、即ち其規定たるや労務の條件又は報酬に關し、協同の行動を為すへざ團結

131  
ヒ加入せしめ、又は其加入を妨ぐの目的を以て他人に對して暴行、脅迫し、若は公然誹謗することを禁するに過ぎざるなり、是ル歐洲に於ても亦之あるの規定にして、團結の自由と毫も抵觸する所なく、寧ろ團結の自由を保護するものと謂ひへきなり、蓋し自由の意思に依りて自ら團結に加入し、又は他人を勧誘して加入せしめることは、固より其自由それとも、暴行、脅迫、若くは公然の誹謗に依りて、他人の意思を曲げしめるに至りては、決して之を自由と稱すへからざれは奉り、暴行脅迫誹謗に付ては刑法に其規定あり然るに今本條の規定を設くるの理由如何、曰く、暴行に關しては、人を殴打して創傷疾病に至らざる者に対する、違警罪として罰するの規定あるも、本條の場合にてて盡レズるものと謂ひへからず、脅迫に至りては刑法に條件あり、例之は人を殺さんと脅迫し、又は火を放さんと脅迫する

が如き是なり、適用の範囲に於て幾分の遺憾なきを得ず、且其罪は告訴を待て之を論すへきものとす、然るに團結せる労務者が、他の労務者を其團結に加入せしめ、又は他の團結に加入することを妨げんか為に、脅迫するに當りては、被脅迫者は到底脅迫者に對抗するの地位に在らず、若レ之に抵抗し、若くは告訴を多すに於ては、睡睡の怒も猶ほ教ゆるの脅迫者輩の為に、必ず將來に於て排斥を蒙り、又諸般の妨害を及ぶことあるは豫測れ得らる所なるを以て、縱令刑法に規定あるも、告訴を敢てせざるは人情の免れざる所とす、要するに刑法の適用を見るは甚た稀にして、殆んど其効力を没却するに至るへし、若レ無に被脅迫者を保護して、脅迫の弊を杜がんと欲せば、被害者の告訴を待たずして之を訴追するの途を開かざるへからず、是れ本法特に脅迫に對する規定を設けたる所以なり、而して誹謗た

對する規定を設けたる理由亦此に存するなり。

以上は専ら労務者に關して説明したりと雖、本條は使用者に對しても亦之を適用するなり、使用者の團結は或國に於て既上之あり、使用者が労務者の使用に關する共同の規定を設けたるもの各地に之ありと雖、之に對して本條を適用することは恐らくは稀有の場合なるへさうり、

第二 同盟罷業は既に實例あるも、同盟解雇は未だ實例あらざるか如し、然とも前述の如く、我國に於ても、使用者團結の實例ありとせば、將來同盟解雇を多す者なきを保せず、即ち労務者に或る労務の條件を強くるか為に、各會社同盟して一齊解雇を以て脅迫し、労務者の穢かざるに於て一齊に之を解雇し、労務者をして終に使用者の命を奉せざるを得ざるに至らしむるもとのとす、同盟罷業及同盟解雇は本法之を同一に規定するも、同

盟解雇は實際適用の場合甚だ少かるべし、且同盟罷業を説明すれば同盟解雇は自然判明すべきを以て、今單に同盟罷業のみを説明せん、而して先づ労務契約違反に就て述べるを便とす、労務契約は前述の如く雇傭契約と其性質に於て異なる所ありと雖も、我民法に於ては第六百二十三條の所謂雇傭契約の外化に規定あらざるなり、云々

雇傭は労事者一方か相手方に對して労務に服することを約し相手方か之に報酬を與ふることを約するに由りて其効力を生ず

即ち雙労務契約にして、労務者は労務に服するの義務を有し、使用者は報酬を與ふるの義務を有す、労務に服するとは、繼續的、經濟上の目的の為に必要なる、身体上の労務を一定の時間自ら行ふを云ふ事（<sup>イ</sup>）、即ち時間の長短は論せざるもの、兎に角繼續せ

る經濟上の目的の為に使用されるるなり、例は製造や、工事に、鐵山に、凡て經濟上の目的に立つる事業にして、且其事業は長時間若は短時間繼續すべきを云ふ事（<sup>イ</sup>）、隨て労務者の從事すべき労務も繼續せざるものならざるからす、身体上の労務とは體力の働き供給するに非ずして、手足を動かして肉體上の働きを爲すを云ふ、一定の時間は最も労務契約に必要な條件とす、自ら行ふとは他人をして代りしかるを得ざるの言なり、此の如く労務者の服務には種々なる條件を要するも、之に反して使用者は單に報酬を與ふるの義務あるのみ、

前項一定の時間に就ては特に説明を要す、他の契約に於ける時明、例は物件引渡又は負債清済の期日に於けるか如きは、其時間と通くるも、迄て義務を履行するを得れとも、労務契約の時間は然らず、鐵業にせよ、製造にせよ、一時間の労務は契約書

事者一人の労務に非すして、他の労務者と共同すべしものなら  
さるに至し、而して其時間に對しては、機関も運轉し、光力も  
發送し、其他一切の裝置を爲し以て資本を下せるべ以て、労務  
者一人の契約違反は、其の事業をして其時間經濟上の目的を達  
する能はざらしむるなり、而して其時間は經過して復を來らす  
其時間に對する労務の義務は、後に至りて得て履行すること能  
はざるものとす、故に労務契約の時間は即ち契約の目的物にして  
は、時間と労務とは分割する能はざるなり。

労務契約違反に對しては、理論上罰則を設くるを妨げずと信す  
るなり、抑、時間と労務とは分割すべからざるを以て、労務者  
が契約に違反して労務を廢棄したるに當りて、使用者は民事の  
救済を求むることを得ず、何則後に履行すること能はざるの義  
務は、判決を受くるも之を執行するの途々ければなり、或は損

害賠償の途々ばに非るか如しと雖、或る點より觀察すれば、労  
務の停廃は其關係全般の經濟に及ぶものなりと謂ふことを得  
し、又他より觀察すれば、多數労務者の一人が其労務を停  
廃したればとて、全体の經濟には何等影響なしと謂ふことを得  
へし、要するに損害金額を見積ること甚た難し、且妻子なく、  
家庭屋なく、又財蓄なく、甲地を厭へて直に去て乙地に赴くの労  
務者に對して、損害賠償を要求するも、其目的を達することは  
到底望なかるへし、乃ち労務契約の違反に對しては、如何なる  
方法に由るもの民事上の救済を求むること能はざるなり、民事上  
の救済を求むる能はざる場合に於て、代する刑罰を以てする  
（法律）第八百九十條に其例あり、是れ労務契約違反に對して罰  
則を設け得る理由の一とす、又労務者が突然労務を停廃すると

138 さは、機関其他の物件と、豫定の努力を缺くか多に破損を来たすことあるは勿論、場合に依りては他の労務者に身体上の危害を及ぼすことあり、是れ罰則を設け得る理由の二とす。又労務停止の結果は獨り使用者一人の損害に止らすして、公共の危難となり損害となることあり、例は電燈會社の労務者其業を停めるか為全市街暗黒となり、給水會社の労務者労務を中止せざるか為、全市の人忽ち渴れ、鐵道會社の労務者労務を廃止するか為、交通機關の運轉止め若は汽車顛覆するか如き是なり。是れ罰則を設け得る理由の三とす。殊に同盟罷業に至りては、一國の經濟に容易ならざる影響を及ぼすことあり、現時連馬の如き是なり（此講義を為す（當時歐洲新聞此報を傳ふ）且労務者契約違反は直に國家の安危に關することあり、戰時彈薬製造に從事する工場の同盟罷業の如き是なり）、是れ罰則を設け得る理由の四

139 なり、故に曰く、労務契約違反に對して罰則を設くることは理諭と於て物々さすと、組勞務契約違反たるには故意若は過失あるを要す、且民法英文百二十七條及英文百二十八條に因り、一定の時間以前に於て解約を申入れ、又は止ひことを得ざる事由に基きて、契約の解除を求むるは解するに契約違反を以てするの限に在らす、所謂止ひことを得ざる理由とは民法の解釋に屬するを以て、爰に詳説するを要せられとも、一二の例を擧ぐれば、例は労務者か労務に從事する能力を失ひたる如き、使用者、代理者又は其家族か、労務者又は其家族を虐待し、又は其名譽を毀損するの所為ありたる如き、使用者、代理者又は其家族か、労務者又は其家族を法律に背き又は道徳に反せる行為に誇ひ若は誇ほんと試み、又は期の如き行為を夫に行ひたる如き、報酬の支拂を爲さざるか如き、仕事の生産高に應して報酬

と共ふる契約あるに當りて、仕事を授けず因て報酬を得るに由  
ゆからしめたるか如き、結約の際豫期し得ざりし所の生命、健  
康に有害なる作業たることを、後に至り發見したるか如き、工  
女にして結婚せるか如き是なり。

労務契約違反者に對して、公法上所罰の規定を設くるも、理論  
上毫も妙なことは、多數学者の反對論あるに拘はらず、余の  
茲に斷言を憚らざる所なり。唯労務者と使用者の關係は、前述  
したる如く、強弱優劣の著しく相懸隔するものなるを以て、若  
し契約違反を罰すると云はば、事實に於て甚大畜を得ざることあ  
るゝに、労務者は使用者か、自由に定めたる、即ち使用者に利  
益として労務者に不利益なる條件に對して、己の不幸なる有様  
を教はんか為に止むことを得てして、脅迫せざる場合にも亦罰  
せらるるに至り、情に於て憫諒すべき所なればあらず、他日法  
律を以て、労務者に對する保護を全ふするを得て、労務契約は  
即ち民法に規定されたるか如く、眞誠の合意に成れる雇傭契約  
たり、若は少くとも使用者の仕意に定めたるに非ざる労務規定  
たるに至らば、其時に於て、違反者に對する罰則を設くるも決  
して晚からざらん、今日直に契約違反を以て論するに大半計を  
りと信するなり、果して労務者が單獨に契約に違反するを罰す  
るを罰するも亦不穏畜ありとせざるを得ず、何則労務者單獨の  
行動にては到底其目的を達する能はずといひて、他人と同盟し  
て協同行爲に出づるは、今日労務者保護の不十分なるに當りて、  
自衛策として己ひと得ざる所なればなし。

141  
治安警察法が同盟罷業に關して所罰するは、同盟罷業を遂行す  
るか為に、労務者として労務を停廻せしめ、若は労務者として

142 屈辱するの申込を拒絶せしむるの目的を以て、他人に對して暴行、脅迫し若は公然譙殺し、又は他人を誘惑若は煽動するの行為、並勢務者の同盟罷業に加盟せざる者に對して暴行、脅迫し若は公然譙殺するの行為に限るなり、其理由は團結に關して説明したるものと略同し、而して誘惑煽動を罰するは、實際の經驗上其弊の甚きを認むれば至り、

第三 勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆること、是れ或は個人單獨の行為として、或は多衆の共同の行為として乱暴族若は造言謾謗するものに對する裁判なり  
第二項 耕作の目的に立つる土地貸借の條件に關し、承諾を強ゆるか為相手方に對し暴行、脅迫し若は公然譙殺することを得す、是れ主として小作人の地主に對する所為を取締るものとす、

八條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル為必要ト認ムルトキハ武器、爆發物又ハ武器ヲ仕込みタル物件ノ携帶ヲ禁スルコトヲ得

第三十一條 美十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ重禁罰ニ處ス

本件は戒嚴令に定めたる、臨戰地境、合圍地境には之を行ふを得るも、本規定は戒嚴令を俟たずして、平時に於て之を行ひ得せしむるに在り、保安條例美五條に、人心の動乱又は内乱の豫備、又は陰謀を爲すものあるに依り、必要なりと認むる場合に付云々とあり、其中に武器の携帶、運搬、販賣を禁するを得る

の規定ありしか、「本法は更に通用の範囲を廣めて、内乱の豫備又は陰謀を為す者なきも、苟くも安寧秩序を保持する為必要を認むるとさは、行政官廳は何時にも、武器、爆発物、又は戎器を仕込んだる物件の携帶を禁することを得るものとす、又行政官廳とあるを以て何れの官廳とても保安警察権を有する以上は本條を適用することを得るなり」。銃砲火薬類取締法第十三條に、内務大臣は公共の安寧を保持する為必要と認むるとさは、期間及地域を限り、銃砲火薬類の授受、運搬及携帶を禁し、又は制限することを得、前項の場合に於て警察官憲兵は必要と認めるとさは、銃砲の検査を為し、又は銃砲火薬類を領置することを得と規定せり、而して同法十五條に之に對する罰則の規定あり、銃砲火薬類取締法と治安警察法とは、異なる場合に於て互に重複するも別段抵觸するに非ざるを以て、兩者相待て共に有効なる

ものなりと信す、第八十一条に依れば〔土地時間又は或る種類の人〕物に限りて、一般に携帶し、又は特定の一個人に携帶を禁するを得、而て内務大臣の訓令ありて、一般に禁する場合は内務大臣命令し、特定人に對して特別の理由に依りて禁する場合は、地方長官之を命令することとなり居り、本法既に此規定ありて行政執行法に於て、戎器を領置するの規定あるを以て、兩者相待つて適用宜しきを得は、取締上大に便宜ならん、然れども此規定は外國の法律に比すれば稍寛大なるものあり、短剣、短鎗、戎器を仕込みたる物件の類（所謂隱密の武器）は、外國にては絶対に禁するもの多し、英國に於ては尤程の必要を廢せざる為に、單に特別の命令ある場合に限り、携帶を禁することに規定されたものとす

治安警察法講義 総

條文索引

第 一條	二七頁
第 二 條	八〇頁
第 三 條	五五頁
第 四 條	六〇頁
第 五 條	三九頁・九三頁
第 六 條	四〇頁・九三頁
第 七 條	一六頁
第 八 條	一一二頁
第 九 條	九九頁
第 十 條	一〇一頁
第 十一 條	六頁・八一頁・一〇頁
第 十二 條	一〇二頁
第 二十一 條	八七頁
第 二十二 條	四〇頁・九四頁
第 二十四 條	九九頁・一〇二頁
第 二十二 條	六八頁・一二頁
第 二十一 條	一〇一頁
第 二十 條	九九頁
第 十九 條	二八頁
第 一八 條	一一二頁
第 一七 條	一一二頁
第 一六 條	一一一頁
第 一五 條	二五頁
第 一四 條	六九頁
第 一三 條	一〇四頁

第二十五條――九頁・八二頁・一〇七頁

第二十六條――一〇三頁

第十七條――一〇四頁

第十八條――六九頁

第十九條――二八頁

第三十條――一一四頁

第三十一條――一〇三頁

大正拾二年二月

華新俱樂部  
治安警察法改正案ニ對スル説明

秘

警

保

局

以 下 原 本 不 明 瞥

目 次

第二條改正ノ件	一
第四條中改正ノ件	一
第五條中改正ノ件	五
第八條中改正ノ件	六
第十條中改正ノ件	七
第十七條削除ノ件	九
第二十條改正ノ件	二
第二十三條改正ノ件	二

一 第三十條削除ノ件

一一三

一 第三十一條中改正ノ件

一一四

一 第三十二條ノニ追加ノ件

一一五

○第二條改正ノ件

ハ本改正案ハ第四十二議會以後毎議會旧國民黨所  
屬議員ヨリ衆議院ニ提呈シ政府ハ常ニ之ニ反對  
シ委員會ニ於テモ亦採決セラレザリシモノナリ  
本改正案ノ要旨ハ政治集會ノ届出ヲ極メテ簡易ニ爲  
サントスレニ在リテ主トシテ  
一、届出時間ハ三時間ナル制限シヲ削除スルフト  
二、集會ノ場所年月日時ヲ届出シメサルフト  
三、選舉準備ノ爲メニスル集會ニ付テモ亦届出ヲ爲

サレムルコト

ノ三點ニ存ス

改正案ノ理由トシテハ政治ニ関スル集會ハ單ニ届发  
ヲ爲サレムルヲ以テ足レリトスヘク三時間前ニ届发  
レムル制限的規定ノ如キハ集會ノ自由ヲ餘リニ拘束  
スルモノニシテ其ノ必要ナク又場所日時等ノ届发事  
項ノ如キモ特ニ之ヲ届发レムルコトナク自由ニ之ヲ  
變更スルコトヲ得セレムルヲ適當トストエフニ在ル  
セノノ如シ

### 政府ノ意見

(一) 届发時間ノ制限ヲ削除スルコトニ関シテハ同意  
スルコトヲ得ス、届发ト集會開始トノ間ニ相當ノ  
時間ニ餘裕ヲ存スルニ非レバ取締ニ関スル準備ヲ  
爲ヘシ職ナク事實取締ヲ爲スゾト能ハサル場合ヲ  
生ベキモリ故一時間ノ制限ハ之ヲ徹底スルコト  
無・其ルモノトハ、而シテ集會取締ノ爲メニ警察  
官ニ召集せ候事務ノ他適當ノ取締準備ヲ爲ス爲ニ  
當行候、如尤少タクトニ時間以前ニ届发ヲ爲

サンムルフトヲ必要トス

間

ハ警視廳ハ三時<sup>間</sup>維持ノ意見ヲ有ス

三時間ヲ必要トスル理由ハ警察署ニ届发アリタル時ヨリ巡查ノ召集配置ヲ爲ス迄ニハ少ナクトモ三時間ノ餘裕アルコトヲ要ストノ矣ニ基クモナリ。

外國立派例

佛蘭西  
二十四時間以前

伊太利  
二十四時間以前

基クモナリ。

英吉利

廿六

米合衆國サン

独逸

旧法二十四時間以前新法二十日後

墺太利

旧法三日以前

(二)集會ノ場所年月日時ヲ豫メ画定シムルノ規定ヲ削除スルコトニ關シテハ同意スルコトヲ得ス。右ノ規定ヲ削除スルトキハ表面上集會ノ場所日時ヲ警察官署ニ於テ知ルコト能ハズ從テ取締フ爲ス。コト能ハサルノ結果トナレヘン又縱令豫メ之ヲ聞

知レ得ル場合ニ於テモ主幹者ニ於テ臨機ニ集會ノ  
場所日時ヲ變更スルガ如キコトアラハ之亦取締ヲ  
爲スクト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ本案ニ對シテ  
ハ同意シ難キモノトズ

(三)

ノ選舉準備ニ爲ニスル集會ハ投票日ヨリ前五十日  
間ハ届カラ必要トセサル規定ヘ現行法第四項ニハ  
本案ニ依レハ之ヲ削除スルノ結果右ノ集會モ亦總  
テ届カラ必要ト爲スニ至リ及テ現行法ニ比スレハ  
嚴重ナル制限ヲ存スルコトハナリ適切ナラスト然

之ヲ要スルニ本改正案ノ主眼トスル所ハ届カ時間ノ  
制限ヲ撤去シ以テ届カラ簡單ニ爲サムトスルニ在リ  
ト雖モ取締ノ必要上政府ハ本改正案ニ同意シ難キモノトス

ノトス

第四條中改正ノ件

(本改正案ハ第四十二議會以後毎回旧國民黨所屬  
議員ヨリ提出セラレタルモノニシテ政府ハ之ニ  
反対シ委員會ニ於テモ亦常ニ採決セラレサリシ  
モノナリ)

本案ノ要旨ハ屋外集會多衆運動ニ関スル届出時間  
十二時間前トアルヲ六時間前ニ短縮スヘシト云フニ  
在リテ其ノ理由ハ之等ハ合同運動等ノ取締ハ相當ノ  
準備時間ヲ要スヘシト雖モ通信交通ノ機関ノ發達シ

タル今日ニ於テハ十二時間ノ餘裕ヲ置クノ必要ナク  
六時間ニ短縮スルモ支障ナカルベシトノ點ニアル  
モノノ如シ

#### 政府ノ意見

本項十二時間前ナル制限ノ立法上ノ趣旨ハ屋外ノ  
集會運動等ノ取締ニハ相當ノ準備時間ヲ要スルノ根  
據ニ基ク天ノニシテ今日ニ於テハ立法當時ニ比シ通  
信交通ノ機関發達シ時間ヲ短縮スルコトヲ正當ト認  
メラレサルニアラスト雖モ一面立法當時ニ比シ集會

其ノモノハ範囲を擴大シ會衆モ木タ數ニ屏リ候シテ  
多數ノ人員ヲ要シ殊ニ近時住宅等ノ關係ニヨリ要員  
ノ召集モ困難ナルモノアリテ六時間ニ短縮スルニハ  
同意入ルヲ得ス警察上ノ要求ハ寧ロ現行法ヲ存置  
シ十二時間ノ餘裕ヲ欲スルモ強テ短縮スヘキヲ主張  
セラルニ於テハ九時間前トナスモ支障ナシ

#### 〔外國立法例〕

佛蘭西

二十四時間

英國

ナシ

伊太利

二十四時間

米國

ナシ

第五條中改正ノ件

(一) 本改正案ハ第二十七議會以後毎議會旧國民黨所屬議員及無所屬議員等ヨリ衆議院ニ提出シ政府於テハ之ニ反対シ委員會ニ於テ亦採決セラレサリシモノニ係ル 但第三項中女子ニ閑スル規定ニ付テハ第四十五議會ニ於テ政府ハ其ノ削除ニ同意シ委員會採決ノ結果遂ニ法律ノ改正ヲ見タルモノトス

本案ノ要旨ハ

一、政治結社加入ニ閑シ

- (1) 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師  
(2) 官立公立私立學校ノ教員學生生徒

(3) 女子

ノ解禁シ

(4) 「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タサル者」

ニ改メ

(二) 政談集會ノ會同及發起人タルコトヲ得サル 未

「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タサル者」

ニ改メムトスルニ在リ

其ノ理由ハ是等ノ者ハ時代、趨勢ニ伴ヒテ最早政  
社加入ヲ禁止スルノ必要ナク寧口進ンテ之ニ加入セ  
シムルノ機會ヲ得セシメ政治上ノ権利ニ闊シテハ一  
般國民ト之ヲ同等ニ取扱フコトトナスヲ以テ適當ト  
スト云フニ在ルモノ、如シ

政府ノ意見

本案中

(1) 神官神職僧侶其他諸宗教師ニ付テハ是等ノ者

ハ特ニ重要ナル社會的使命ヲ有シ總社ニ加入シ  
テ政治ニ熱中スル者如キヲトドリテハ其ノ影響  
ナルモアル人ミナラス其ノ職務關係ニ於テ  
氏平信徒等一般社會ニ對ン特殊ノ權力關係ヲ有  
スルモノナルカ故ニ政社ニ加入シ其ノ權力ヲ濫  
用スルカ如キコトアリテハ弊害斷ガラサル元  
ノアルカ故ニ現行法ノ如ク之ヲ禁止スルコトヲ  
必要ト認ム

(2) 學校教員ニ在リテモ亦特ニ重要ナル教育事務

ニ從事スルモノニシテ政治ニ熱中スルコトハ夫  
ノ職務ト相容レサルモノト認ム殊ニ小學校教員  
ノ如キニ仕リテハ其ノ聲望最甚ダンキモノア  
ルハシ唯專門學校程度以上ノ學校ノ教員ニ在リ  
テハ其以下ノ他ノ學校ノ教員ト異リ國民ノ基礎  
的教育ニ携ハルモノニ非人殊ニ現在衆議院議員  
タル大學教授講師等アル位ナレハ政社加入ヲ禁  
止スルコトハ或ハ幾分矛盾入ルノ觀ナキニシモ  
アラス既ニ第三十一議會ニ於テ之等ノ者ニ対シ

(3) 九  
テ解禁スルノ修正案ヲ衆議院委員會ニ於テ提出  
シ同院ノ通過ヲ見タル關係モアレハ現行法ニ但  
書ヲ附シテ之ヲ除外スルコトニ關シテハ敢テ反  
対スルモノニアラス又學生々徒ニ対シテハ是等  
ノ學究期ニアリテ專心勉學ニ從事スヘキモノナ  
ルカ故ニ政社加入ヲ禁止スヘキモノトス  
ニ於テ政談集會ノ會同及發起人タルコトヲ得ル  
ヲ認メ法律ノ改正ヲ見タリト雖モ政社ニ付テハ

繼續性ヲ有シ且意志ヲ拘束スル人力強ク政談集  
會ノ場合ト同一ニ論スルコト能ハサルモノアリ  
而シテ我國ノ女子ハ政治的智識尚幼稚ニシテ男  
子ト同様ニ政社加入ヲ為サシムルコトハ今日其  
ノ必要ナキノミナラス弊害アルモノト認メラル  
カ故ニ今遽ニ之ヲ削除ニ同意スルコト能ハズ  
又「未成年者」ヲ「十四歳ニ滿タサル者」ニ改ム  
ルコトニ關シテハ我國民ノ發育狀態ニ於テ未成  
年者ハ比較的ニ思慮淺薄ニシテ尚修養時代ニ屬  
トス

(二)ノ政談集會ニ會同シ又ハ發起人タルコトヲ得サ  
入ルモノト云フ可フ政社ニ加入セシムル如キハ  
弊害甚シキモノト認メラル、ヲ以テ現行法ノ  
如ク未成年者ニ對シテ之ヲ禁止スルコトヲ適當  
トス

集會ニ會同シ又ハ其ノ發起人タラシムルコトハ

弊害アリテ益スル所ナキカ故ニ寧ロ之ヲ禁止シ  
適當ノ方法ヲ以テ政治教育ヲ施スコトヲ穩當ト  
認ムルカ故ニ本改正ニハ賛成スルコト能ハス

### 〔外國立法例〕

英米佛等何等ノ規定ナク

旧独逸旧奥地ニハ女子未成年者ノ結社加入ヲ  
直接間接禁止シタルコトアリシモ新独逸新奥地  
ニハナシ

### 第八條中改正ノ件

〔本改正案ハ第四十二議會以後毎議會ニ於テ旧國  
民党所屬議員ヨリ提出シ政府之ニ反對シ委員會  
ニ於テモ亦採決ヲ得ルニ至ラサリシモノニ係ル〕  
改正案ノ要旨ハ

- (一) 現行法第一項中「安寧秩序ヲ保持スル為メ必要ナ  
ル場合」トアルヲ「安寧秩序ヲ兼シタル場合」ニ限定シ  
認定ノ餘地ヲ存セシメサルコト
- (二) 屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動ニ若ハ群衆ヲ制限禁止

若ハ解散シ又ハ屋内、集會ヲ解散スルコトヲ得レト  
アルヲ「集會若ハ群衆ヲ解散シ又ハ運動ヲ制限スル  
コトヲ得」ニ改メ「屋外、集會及群衆ノ解散」並「多  
衆ノ制限」ミテ認メ「集會及群衆ノ制限禁止」運動  
ノ禁止解散並「屋内集會、解散」處分ヲ認メサル  
コト

(三) 第一項ノ改正ニ依リ安寧秩序保持ニ関スル認定ヲ  
與ヘサル結果更ニ之ヲ緩和シテ「安寧秩序ヲ奉入  
處アル場合」ニ於テハ警察官ニ於テ地方長官ノ許  
可ヲ受ケ前項ノ處分ヲ行使センハルノ規定ヲ設ク  
ルコト

(四) 現行法第二項中行政裁判所ニ出訴シ得ル規定ヲ削  
除スルコト  
ニヤリテ其ノ理由ハ(一)及(二)ハ現行法ノ如ク總テノ場  
合ニ臨機ノ處分ヲ得セシメ而モニ警察官ノ認定ニ  
委スルガ如キハ人權ヲ躊躇タルノ場合ヲ生シ馬リ自  
由ノ拘束ニ過クトノ杞憂ニアルカ如ク又(三)ニ付テハ  
警察官ニ認定、權ヲ與ヘサルノ結果取締上、支障ヲ

緩和スル為特ニ之ヲ設ケントシタルモノニシテ從未

ノ提案ニ於テハ其ノ例ヲ見サル所ナリ(四)ニ付テハ行

政枚済ノ場合ヲ擴張シ別ニ一條ヲ設ケントスル。ア

リ

## 政府ノ意見

(一) 1点ニ関シテ現行法ヲ「安寧秩序ヲ保シタル場合」ト限定スルトキハ既ニ安寧秩序ヲ紊乱スルノ状況ニ至ル迄ハ取締上何等ノ手段ヲ講スルコト能ハザレ結果トナリ取締ノ目的ヲ達シ難キ場合ヲ生スヘ

キニ付本改正ニ対シテハ同意スルコトヲ得入、即千集會多衆運動群衆ノ場合ニ於テ其ノ情勢ニ依リ事端ノ發生セサル以前ニ於テ之ヲ豫知シ得ルコト多シ斯クノ如キ場合ニ於テ事前ニ適當ナル措置ヲ講シ或ハ之ヲ制限シ又ハ解散スルニ非サレハ徒ニ事態ヲ紛糾セシメ遂ニ收拾スベカラサルニ至リ取締ノ不可能ニ陷ルコトナシトセス 警察ノ取締ハ能ク事件ノ推移ヲ察シテ事政ヲ發生セシメサルコトヲ以テ最良ノ手段ト為ハヘク事後ニ於テ處置スル

コトハ實際ニ於テ治ント取締ノ效果ヲ生セサルニ至ルヘキヲ以テ本案改正ハ適當ラサルノミナラス、反テ警察取締ノ目的ニ反スルモノト云フヘシ

(二)ノ点ニ関シテハ屋外集會及群集ノ解散並ニ多衆運動ノ制限ノミヲ認メ集會及群集ノ制限禁止、運動ノ禁止、解散並ニ屋内集會ノ解散處分ヲ認メサルトキハ集會及群衆ニ対シテ之ヲ制限禁止スルコト能ハサル為メ取締上適當ノ時機ヲ失シ為ニ解散其ノ他取締ヲ為スコト能ハサレニ至ルノ虞アリ殊ニ解散ノ處分ヲ認ム以上ハ事前ノ戒備ヲ察シテ適宜之ヲ制限シ又ハ到底事態ノ發生ヲ避ケ難シト認メラル場合ニ於テ之ヲ禁止シハ、治安ノ維持ヲ圖ルコトハ警察取締ノ目的ヲ達メル上ニ於テ最モ必要ナリド信ハ、多衆運動ノ場合ニ付テモ之ヲ禁止解散シ能ハズト為サハ取締上殆ント不可能、場合ヲ生スヘク或ハ巧妙ヤリ手段ニ依リ事端ヲ惹起シ遂ニ收拾スルコト能ハサルニ至ルコトモ亦想像スル難カラス故ニ本案ニ對シテモ亦同意スルコト能

又 廣内集會ニ 対シテハ 如何ナル場合ニ 於テモ解散  
 ラ為スコトヲ得スト為スハ取締上ノ不便断ナカラ  
 サルモノアレヲ以テ之亦絶対ニ同意スルコトヲ得

## (三)

1 安寧秩序ヲ紊ス虞アル場合ニ於テ警察官ハ 地方  
 長官ノ許可ヲ得テ前項ノ處分ヲ為シ得ルノ規定ヲ  
 設ケムトスル 政正案ニ對シテハ 亦政府ニ於テ賛成  
 シ雖キ斯ナリト入即ナ個々ノ場合ニ於テ其ノ都度

地方長官ノ指揮ヲ受クヘキモノトナストキハ 事實  
 上其ノ暇ナキヨト多ク從ツテ本案ハ殆ント存在ノ  
 理由ヲ没却スルト同様ニシテ機宜ノ處置ヲ為スコ  
 ト能ハサル為メ結局安寧秩序ヲ保持スルコト能ハ  
 サルニ至ルヘン

集會運動等ノ取締ニ於テハ 警察官ニ臨機ノ處置ヲ  
 為スハ 権能ヲ附與スルコトハ最モ必要ニシテ之ニ  
 依リテ能ク適切ナル處置ヲ講シ事端ノ發生ヲ防止  
 スルコトヲ得ヘキモノニシテ餘リニ取締官憲ノ權

限ヲ束縛スルカ如キハ遂ニ結局取締、不可能ヲ末

スニ至ル可シ殊ニ現行法ニ於テモ地方長官ハ監督

、責任上常ニ周到ナル考慮ヲ辦ヒ取締ノ旨ニ當ル

警察官ニ對シ詳細ナル訓示指示ヲ為シツ、アルハ

如何ナル場合ニ於テモ下級官吏が無理辭ニ不當ナ

ル取締ヲ行ヒ權力ヲ濫用スルカ如キコトナキモト

ト云フヘク現行法ノ規定ハ實際取締ノ必要上特

其ノ存置ヲ要スルモノト認ム

(四)

行政訴訟ニ關スル規定ノ削除ニ關シテ、第三十

二條ノ(二)ニ關スル部分ニ於テ説明ス

シ

第十條中改正一件

(本改正ハ第4十二議會以降毎回国民党所屬議員  
ヨリ提案セラレタルモニニシテ政府ニ於テハ之ニ  
反対シ委員會ニ於テモ亦採決セラレサリシモニニ係  
ル)

改正一要旨八

一 刑事々件ニ關連シタル講談論議ノミノ中止ヲ認メ  
安寧秩序ヲ紊シ風俗ヲ害スル虞アル講談論議ニ付  
テハ処分ノ權限ヲ與ヘサルコト

(二) 安寧秩序ヲ紊レ風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テハ  
地方長官ノ許可ヲ得テ講談論議ヲ中止スルコトヲ  
得セシムルコト

ニ在リ其ノ理由トスル所ハ言論ノ自由ハ尊重スヘア  
過ニ警察官ノ認定ニ依リテ制限スルク如キハ現在ノ  
警察官ノ智識程度ニ於テハ濫用ニ涉ルノ嫌アリト云  
ラニ在ルモノ、如レ

政府ノ意見

講談論議ニ於テハ直接犯罪ヲ煽動スルコトナシト雖

モ極ニ巧妙ナル言語動作等ニヨリテ公安ヲ紊レ又  
ハ風俗ヲ害スルコトハ有リ得ヘント考ヘラル即チ奇  
矯ノ言辞ノ輩ニ風俗ヲ害スル醜体ノ諭スルコトモア  
ルヘタ巧妙ナル比喩又ハ言ヒ迴シ革ニヨリテ群衆ヲ  
熱狂セシメ騷擾ノ事端ヲ誘致スルコトモ亦之ナシト  
セススル場合ニ於テ之ニ對し取締ノ方法ナキニ於テ  
ハ其ノ人心ニ影響ヲ及スコト極メテ大ナルモノアル  
ヘシ殊ニ出版法(十九條)及新聞紙法(第二十三條)ニ於テ之  
ニ該当スル規定ナリ唯之等ノ法律ニ於テハ内務大臣

カ处分ヲナスニ及シ本件ノ場合ニ於テハ警察官ク臨  
機ニ之ヲ為シ得ル、差アリト雖モ其ノ处分、必要ナ  
ル理由ニ至リテハニ者同様ナリト云ハサルヘカラス  
若シ言諭、自由ヲ制限スル、權限ヲ下級警察官ニ一  
任スルコトハ往々ニシテ之ニ適用テ誤ル、虞アルヘ  
シト爲ス、諭者アレトモスル場合ニ付シテヘキ、監督  
官廳又ハ地方長官等ニ於テ其ノ責任上詳細ナル訓令  
指揮等ヲ與ヘ之ヲ過ラシヘルコトナキコトヲ努メタ  
ルシ以テ此ノ理由ニヨリテ本條ヲ改正スヘシト爲ス

ハ妥当ナラス、又從未警察官ニ於テ本條ノ規定ヲ適用  
シ其ノ処置ヲ過リタル一事例ナク万幸ニリト也ハ  
執行、任ニ当ル警察官、能ク訓練レ改善スルコトヲ  
以テ適当トスヘク本條改正ニ對シテハ同意シ難キモ  
トス。

(二) 安寧秩序ヲ紊シ風俗ヲ害スル虞アル場合ニ於テ  
地方長官、許可ヲ得テ警察官ノ前項所定ノ処分ヲ為  
シ得ル、規定ヲ設ケル衆ニ對シテハ第八條中改正案  
ニ於ケル場合ト全様全ノ實際、適用ヲ見サルコト多  
元

ノ殆ト空文ニ帰スルノ結果トナルヘキカ故ニ並亦同  
意シ難キモノ一ス

### 第十七條 削除ノ件

本案中同盟罷工ニ関シ他人ヲ誘惑煽動スル場合ヲ  
削除スルノ案ハ第四十一議會四十四、五議會ニ於テ  
之ヲ提案シ見又本案全部ハ削除案ハ第四十二議會  
以降毎會由國民黨所屬議員ヨリ提案セラレタル所  
ナル也何レモ政府ニ於テ之ニ反対シ委員會ニ於テ  
亦採決セラレサリシモノニ係ハル

### 改正案要旨

一 同盟罷業ニ關シ他人ヲ誘惑煽動スル行為ハ之ヲ罰  
セサルコト

二 勞務ノ條件報酬ニ干シテ團結ニ加入セレヌハ之  
ヲ妨ケ又ハ之ニ関シ相平方ノ承諾ヲ強フル為或ハ  
同盟罷業ヲサレヘル為ニ暴行脅迫シ若ハ誹謗  
レタル場合ノ規定ハ之ヲ削除シ一般刑法ノ規定ニ  
之ヲ譲ルコト

ニ在リ其ノ理由トスル所ハ同盟罷業ハ労働者ノ企業  
者ニ對スル一種ノ權利ト認ムヘク之カ爲メ他人ヲ誘  
惑煽動スル行為ヲ罰スル如キハ同盟罷業ソノモノヲ  
禁止スルニ等シテ延テ或ハ労働組合ノ發達ヲ阻止セ  
ントスルモノニシテ現時ノ趨勢ニ適セサルモノナリ  
又暴行脅迫ニ涉ル行為ヲ处罚スル規定ハ一般刑法ノ  
規定ニ讓ルコトシ以テ寧ロ適當トシ産業ニ干スル團  
体加入及産業争議ニ干シテノミ特別ノ規定ヲ設クル  
一要ナシト云々ニ在ルモノ、如レ

### 政府ノ意見

從來本條ニ關スル改正意見ニ二種アリテ一ハ口一場  
合、誘惑煽動ニ關スル規定ヲ削除スヘシト爲スモノ  
ニシテ他ハ本條全部ヲ削除スヘントナスモノナリ  
而シテ共ニ相當、理由アリト認ムルモ其ノ全部又ハ  
一部、削除ニキシテハ別ニ適當ナル使用者被傭者間  
ノ紛議解決方法ノ制度ノ設ケラルニ至ル近ハ今遽  
ニニ同意スルコト能ハズ右ノ制度ノ制定ヲ見ルニ  
至ラハ本條削除ニ關シテハ更ニ攻完ノ餘地アルモノ

ト認メラル(別冊第十七條ニ關スル件参照)

第二十條中改正一件

改正案ノ要旨ハ

第二條ヲ改正スルノ結果當然事實ヲ以テセサル  
届出ニ対シ之ヲ處罰スヘカラサルニト、ナル

政府ノ意見

第二條ノ届出ニ關シ集會一場所年月日時ヲ届出  
シムルノ必要アル以上之ニ關シ虛偽ノ事實ヲ以  
テシタル場合ハ之ヲ加重シテ處罰スルニトハ最  
モ適當ニシテ從テ現行法ハ之ヲ維持スルノ要ア  
ミ

第二十三條中改正ノ件

改正案ノ要旨

(一) 第八條中改正ヲ加フルノ結果「禁止處分ニ關ハ  
ル部分ヲ削ルコト

(二) 本條以下第二十四條第二十六條第二十七條第二  
十八條及第二十九條中「輕禁錮トアルヲ禁錮」改  
ムルコト

ニアリ

政府ノ意見

(一)ニ關シテハ非八條中禁止處分ニ關スル規定ヲ改  
正セサル限り本案改正ノ理由ナキモノトス又  
(二)ニ關シテハ刑法施行法第二條ニ依リ其ノ必要ヲ  
認メサルモ法文ノ体式上改正スルモノナレハ同  
意スルヲ通當トス

第三十條削除一件

政府ノ意見

第十七條ノ規定ヲ存スル限り之ニ舛スル制裁ヲ

規定スル本條ハ之ヲ存スル、要アルモノトス

第三十一條中改正一件

政府ノ意見

「重禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ムルコトハ單ニ刑名ノ改正ニ止マリ刑法施行法（第二條）ニ依リ其ノ必要ヲ認メサルモ政府ニ於テハ改正ニ同意スルコトヲ妨ケス

第三十二條ノニ追加一件

（本改正案ハ從來未タ提出セラレサリシ所ニシテ今聞初メテ其ノ提案ヲ見タルモノナリ）

改正案ノ要旨

現行法第八條第三項ニ於テ結社禁止ノ場合ニ於テノミ行政救済ノ途ヲ開キアルモ廣ク、本法ニ依ル行政官廳ノ命令若ハ處分並第八條第二項ハ改正案追加ノ許可ニ対シテ又亦行政救済ヲ得セシメントスルニ在リ

政府の意見

追加案ハ理論上一應其ノ理由アルカ如シト雖モ  
本法ニ依ル多クノ處分ハ一時的ノモノニシテ其  
ノ後ニ於テ之カ救済ノ途ヲ講スルモ實際ニ於テ  
何等救済ノ意味ヲ爲ササルモノナルカ故ニ例之  
集會ノ解散ヲ命シタル處分ニ舛シ後ニ救済ノ方  
法ヲ講スルモ節ニ集會解散ナル行為ハ終了シテ  
後ニ行政訴願又訴訟ニ依リテハ事實上救済ノ途  
ナク結局本條ハ何等効果ナキ規定タルニ止マル  
ハシ唯結社ノ禁止ハ繼續的性質ヲ有スルカ故ニ  
救済ノ途ヲ設クル必要アルノミ故ニ本條ノ追加  
ハ此ノ意味ニ於テ全ノ無用ナリト認ム、

大正拾三年二月

秋

治安警察法  
改正案ニ對スル  
参考表

警 保 局

集会取締時計簿

年月 程度	備註	年月 程度	備註
四百 箱 件 公 集 会 程 度 八 十 程 度	四百 箱 件 公 集 会 程 度 八 十 程 度	二 以 上 八 口	二 以 上 六 口
代引 度 取 締 集 会	署那 喬 大 集 会 程 度 八 取 締 集 会	八 以 上 四 口	三 以 上 二 口
八 十 程 度	署那 喬 大 集 会 程 度 八 取 締 集 会	八 以 上 四 口	二 以 上 二 口
八 十 程 度	署那 喬 大 集 会 程 度 八 取 締 集 会	八 以 上 二 口	一 以 上 一 口
八 十 程 度	署那 喬 大 集 会 程 度 八 取 締 集 会	二 以 上 一 口	一 以 上 一 口
三十 箱 件 公 集 会 程 度 三十 箱 件 公 集 会 程 度	三十 箱 件 公 集 会 程 度 三十 箱 件 公 集 会 程 度	三十 箱 件 公 集 会 程 度 三十 箱 件 公 集 会 程 度	三十 箱 件 公 集 会 程 度 三十 箱 件 公 集 会 程 度

第三時間以前届出 箱数(大) 分量

備考

集金取締 論  
(附) 住立御年帳 本洋屋外

年別	集金度数	居留度数	歸監	對賃	解載	注意	止上	次回法	次行法
八年	△、百一十八 ム四之	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
七年	△、百一十八 ム四之	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
六年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
五年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
四年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
三年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
二年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						
一年	△、百一十八 ム二九	△、百一十八 ム二九	△、百一十九 ム一九						

(備考)

高知縣十年一年分及長崎縣十年分並着二十一計上セス。

卷之三

備考

八金子、明田谷、府中、田無、三ツ木、十二時半以内に應答を得べし。

自大正三年  
至大正十二年 治安警察法第十七條違犯者調

計	暴行脅迫	誘惑煽動	脅迫	暴行	勵行	煽惑	誘惑	年次	人件數
	人件	人件	人件	人件	人件	人件	人件	人件	員数
一八五						八三	七一	大正三年	三
六四五					五五二		九三	大正四年	四
三一一						一四二	一一七	五年	五
一三二	九二	四五五	二三二			五一〇	一二二	六年	六
一七二	一一		七二八		一二三	八七	一四	七年	七
一〇七					四二六	五七	一一	八年	八
一八五					二三四	三七	一〇	九年	九
五一八	三一	五一	三一	二	八三	一一	一四	十年	十
四三四					六二			十一年	一
八一						一五二	三七九	三一	
一一						一一	〇二	一五	
四一	三四	三一	〇六	六二					計



